

経済産業省

20250318貿局第1号
輸出注意事項2025第9号
経済産業省貿易経済安全保障局

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を改正する通達を次のとおり制定する。

令和7年4月3日

経済産業省貿易経済安全保障局長 福永 哲郎

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）等の一部を別紙1から11までの新旧対照表のとおり改正する。

附 則

- この通達は、令和7年5月28日から施行する。ただし、別紙3（包括許可取扱要領）の改正（IVに係る改正部分に限る。）については、公布の日から施行する。
- 別紙3（包括許可取扱要領）の改正により、一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可の対象となった貨物又は技術にあつては、この通達の施行の日から起算して6月を経過する日（令和7年11月28日）までは、なお従前の例による。

「輸出貿易管理令の運用について」の一部を改正する通達新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号)

改正後			現行		
<p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>(略)</p> <p>(注2)「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」(平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号)又は「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」(平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号。<u>以下「提出書類通達」という。</u>)において、輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書を求めている場合は、当該書面をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再交付をする場合を除く。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(ニ)・(ホ) (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可</p> <p>(イ) 輸出令別表第1の解釈</p> <p>(略)</p>			<p>1-1 輸出の許可</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出許可申請</p> <p>(イ)・(ロ) (略)</p> <p>(ハ) 輸出許可申請書の添付書類は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 申請理由書 1通</p> <p>(略)</p> <p>(注2)「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」(平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号)又は「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」(平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号)において、輸出許可・役務(プログラム)取引許可申請内容明細書を求めている場合は、当該書面をもって申請理由書とする。ただし、輸出許可証又は輸出許可・承認証の訂正、変更、分割及び再交付をする場合を除く。</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(b)～(d) (略)</p> <p>(ニ)・(ホ) (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可</p> <p>(イ) 輸出令別表第1の解釈</p> <p>(略)</p>		
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈
1	(略)		1	(略)	
2	(略)		2	(略)	
	分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質(以下「 <u>照射済み核燃料物質等</u> 」という。)の再処理の過程において照射済み核燃料物質等と接触する装置		分離用若しくは再生用に設計した装置	放射線を照射した核燃料物質、核原料物質(以下「 <u>照射済み核燃料物質等</u> 」という。)の処理の過程と通常の状態において照射済み核燃料物質等と接

	<p><u>次のいずれかに該当するものを含む。</u></p> <p>イ 照射済み核燃料物質等の切断機、寸断機又は脱被覆装置</p> <p>ロ 照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された溶解器又は溶解槽であって、機械装置を用いたものうち、高い温度で腐食性のある液体に耐える能力を有し、かつ、遠隔で照射済み核燃料物質等の挿入及び保守が可能なもの</p> <p>ハ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用されるように特に設計又は製造された向流溶媒抽出装置又はイオン交換装置</p> <p>ニ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用するため、<u>硝酸に対して耐食性を有するように特に設計又は製造された保管又は貯蔵の容器</u> (削る)</p>	
	(略)	
貨物等省令第1	<u>次のいずれかに該当す</u>	

	<p><u>触する装置並びに次のいずれかに該当するものをいう。</u></p> <p>イ 照射済み核燃料物質等の切断機、寸断機又は脱被覆装置</p> <p>ロ 照射済み核燃料物質等の溶解のために特に設計又は製造された溶解器又は溶解槽であって、機械装置を用いたものうち、高い温度で腐食性のある液体に耐える能力を有し、かつ、遠隔で照射済み核燃料物質等の挿入及び保守が可能なもの</p> <p>ハ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用されるように特に設計又は製造された向流溶媒抽出装置又はイオン交換装置</p> <p>ニ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で使用されるように特に設計又は製造された保管又は貯蔵の容器</p> <p>ホ 照射済み核燃料物質等の再処理工場で自動プロセス制御システムと統合及び使用されるように特に設計又は製造された中性子測定装置</p>	
	(略)	
貨物等省令第1	<u>照射済み核燃料物質等</u>	

条第五号中の制御装置	<p><u>るものを含む。</u></p> <p><u>イ 照射済み核燃料の再処理工場で自動プロセス制御システムと統合及び使用されるように特に設計又は製造された中性子測定装置</u></p> <p><u>ロ 照射済み核燃料物質等の再処理のモニター又は制御のために特に設計又は製造されたプロセス制御装置</u></p>	
(削る)		
貨物等省令第1条第十号ロ(二)中の同等の材料	<p><u>次のいずれかに該当するものを含む。</u></p> <p><u>イ アルミニウム</u></p> <p><u>ロ アルミニウム合金</u></p> <p><u>ハ 銅合金</u></p> <p><u>ニ ニッケル合金</u></p> <p><u>ホ チタン合金</u></p>	
充填物	<u>充填塔に充填する物体をいう。</u>	
(略)		
貨物等省令第1条第十四号イからハまでの規定中の位置決め精度	<p><u>工作機械の位置決め精度については、「工作機械の位置決め精度等の申告値等について」(平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号)に基づき判定するものとする。</u></p>	

条第五号中の制御装置	<p><u>の処理の過程を直接制御することのできる装置及び照射済み核燃料物質等の再処理のモニター又は制御のために特に設計又は製造されたプロセス制御装置を含む。</u></p>	
<u>細粒ステンレス鋼</u>	<p><u>米国自動車技術者協会 (SAE) 規格300番台型ステンレス鋼であって、オーステナイト結晶粒度で粒度番号5以上のステンレス鋼又はこれと同等のものをいう。</u></p>	
(新設)	(新設)	
充てん物	<u>充てん塔に充てんする物体をいう。</u>	
(略)		
位置決め精度	<p><u>工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2(1988)による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。</u></p> <p><u>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度の値(当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。)が、貨物等省令第1条第十四号イ(一)、ロ(一)又はハ(一)に規</u></p>	

	(略)	
3	(略)	
	空気中の物質を	(略)

		<p>定する位置決め精度の値に達する場合、当該工作機械については、左記の位置決め精度についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</p> <p>注1：位置決め精度の申告値とは、当該型式の位置決め精度の代表値として、審査当局に提出する数値をいう。</p> <p>注2：位置決め精度の申告値の定め方</p> <ol style="list-style-type: none"> 申告値を定める型式の工作機械を5台選ぶ。 ISO230/2(1988)で定める測定方法より5台の機械の各直線軸について位置決め精度Aをそれぞれ測定する。 次に、直線軸(X、Y、・・・)について、5台の機械のA値の平均値\bar{A}をそれぞれ算出する。この平均値\bar{A}が、当該型式における各々の軸の位置決め精度の申告値(\bar{A}_x、\bar{A}_y、・・・)となる。すなわち、申告値は、機械の軸の数だけ存在する。 なお、貨物等省令第1条第十四号イからハまでに該当しない仕様の工作機械であって、以下の一又は二に該当するものについては、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに位置決め精度に係る申告値を再確認しなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル以下のもの。 フライス削り、中ぐり又は旋削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル以下であるもの
	(略)	
3	(略)	
	空気中の物質を	(略)

	検知する装置	
	<u>最小検出限界</u>	<u>空気中の物質を検知する装置の最小検出限界は、ブランク試料測定時に当該装置の信号の標準偏差の3倍を超える信号を生成するために必要な分析物の検出可能な最低限の濃度をいう。</u> <u>ただし、デッドバンド又はプログラムによってゼロサプレスされた検出装置の場合は、検出装置により生成された最低濃度値（読み取り値）を最低検出濃度とする。</u>
	(略)	
3の2	(略)	
	ワクチン	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験（ <u>獣医学的臨床試験含む。</u> ）の実施の認証を受けているものをいう。
	(略)	
4	(略)	
5	(略)	
	貨物等省令第4条第四号ハ中の三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	(略)
	<u>ホットメルト方式</u>	<u>加圧及び加熱により、フィルムや紙等のキャリア基材にあらかじめラミネートされた樹脂を繊維に含浸させる工程をいう。</u>
	(略)	
6	(略)	

	検知する装置	
	(新設)	(新設)
	(略)	
3の2	(略)	
	ワクチン	医療用のワクチンを含む。人又は動物の疾病を防止するため、接種により免疫の機能を促進するためのものであって、製造者又は使用者が所在する国の規制当局の薬剤規格をもって認可を受けている医薬品で、販売又は臨床試験の実施の認証を受けているものをいう。
	(略)	
4	(略)	
5	(略)	
	貨物等省令第4条第四号ハ中の三次元的に織ることができる織機又はインターレーシングマシン	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	
6	(略)	

	<p>貨物等省令第5条第二号イからハまでの規定中の一方向位置決め繰返し性</p>	<p>工作機械個々の一方向位置決め繰返し性については、「<u>工作機械の位置決め精度等の申告値等について</u>」(平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号)に基づき判定するものとする。</p>		<p>貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ中の一方向位置決め繰返し性</p>	<p>工作機械個々の一方向位置決め繰返し性の検査に代えて、次の方法で求めた工作機械の型式毎の一方向位置決め繰返し性の申告値を用いてもよい。</p> <p>また、製造者が保証する工作機械の型式毎の一方向位置決め繰返し性の値(当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。)が、<u>貨物等省令第5条第二号イ(一)若しくは(二)、ロ(一)から(三)まで又はハ(一)若しくは(二)に規定する一方向位置決め繰返し性の値に達する場合、当該工作機械については、左記の一方向位置決め繰返し性についての各規定に該当するものと判断して差し支えない。</u></p> <p><u>注1：一方向位置決め繰返し性の申告値とは、当該型式の一方向位置決め繰返し性の代表値として、審査当局に提出する数値をいう。</u></p> <p><u>注2：一方向位置決め繰返し性の申告値の定め方</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 申告値を定める型式の工作機械を5台選ぶ。</u> <u>2. ISO230-2:2014で定める測定方法により5台の機械の各直線軸について一方向位置決め繰返し性をそれぞれ測定する。</u> 一方向位置決め繰返し性の数値は、<u>国際規格ISO230-2:2014に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。</u> <u>3. 次に、各直線軸(X、Y、・・・)について、5台全ての機械の一方向位置決め繰返し性の算術平均値UPRをそれぞれ算出する。これらの算術平均値UPRが、当該型式における各々の軸の一方向位置決め繰返し性の申告値(UPR_x、UPR_y、・・・)となる。すなわち、申告値は、機械の直線軸の数だけ</u>
--	--	--	--	---------------------------------------	---

	加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	(略)
	<u>同軸構成</u>	<u>軸上構成又はインライン構成ともいう。レーザー光と同一の光路上に搭載される1つ以上のセンサーに関連する。センサーの視野は、レーザー、電子ビーム又は電子放電の移動基準フレームに固定され、ビルドプロセスを通じてレーザー、電子ビーム又は電子放電と同じスキャン軌道を移動する。</u>
	<u>近軸構成</u>	<u>レーザー、電子ビーム又は電気放電の発生源の構成部品に対して物理的に搭載される又は統合される1つ以上のセンサーに関連する。センサーの視野は、レーザー、電子ビーム又は電子放電の移動基準フレームに固定され、ビルドプロセスを通じてレーザー、電子ビーム又は電子放電と同じスキャン軌道を移動する。</u>
	<u>インプロセス監視</u>	<u>インシチュプロセスモニタリングともいう。メルトプールからの電磁放射又は熱放射を含む積層造形プロセスの観察及び測定に関連する。</u>
	(略)	
7	(略)	

		<u>存在する。</u> <u>4. なお、貨物等省令第5条第二号イからハマまでに該当しない仕様の工作機械であって、一方向位置決め繰返し性に係る申告値UPRが各工作機械の一方向位置決め繰返し性に係る規制値に0.0007ミリメートルを加えた値以下の場合、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに一方向位置決め繰返し性に係る申告値を再確認しなければならない。</u>
	加工中に中心線の他の軸に対する角度を変更することができるスピンドル	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(略)	
7	(略)	

貨物等省令第6条第一号カに規定する相補型金属酸化膜半導体集積回路	(略)	
<u>貨物等省令第6条第一号ヨ中の集積回路</u>	<u>グラフィカルプロセッサユニット (GPU s)、テンソルプロセッシングユニット (TPUs)、ニューラルプロセッサ、プロセッサ内蔵メモリ、ビジョンプロセッサ、テキストプロセッサ、コプロセッサ又はアクセラレータ、適応型プロセッサ、フィールドプログラマブルロジックデバイス (FPLDs) 及び特定用途向け半導体 (ASICs) を含む。</u>	
<u>合計処理性能 (TPP)</u>	<u>集積回路上の全てのプロセッサユニットにわたって演算ビット長にテラ (10¹²) オペレーション毎秒 (TOPS) で測定された処理性能を乗じたもの。</u> <u>例えば、それぞれ16ビット演算で200TOPSの性能を持つ2つのデジタルプロセッサユニットを備えた集積回路のTPPは 6400 (2プロセッサ×200TOPS×16ビット=6400) となる。</u> <u>貨物等省令第6条第一号ヨ (三) において、各アナログ基本演算ユニットのTPPは、TOPSで表される処理性能に8を乗じたものとする。</u> <u>TOPS値は、全ての演算ユニットが同時に動作している場合に理論的に可能な最大値とする。</u>	

貨物等省令第6条第一号カに規定する相補型金属酸化膜半導体集積回路	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

		<p><u>TOPS値と総計双方向転送レートの総計値は、メーカーがそのチップのマニュアル又はパンフレットで主張する最高値を用いる。</u></p> <p><u>演算のビット長は、その演算の入力又は出力の最大ビット長と等しいとする。さらに、プロセッサユニットが異なるビット長×TOPS値を実現する演算用に設計されている場合は、最大ビット長×TOPS値を使用しなければならない。</u></p> <p><u>疎行列と密行列の両方の処理を提供する演算ユニットは、TOPS性能実力値は、密行列の処理の性能実力値とする。(例えば、スパース性を利用した高速化演算処理は行わないものとする。)</u></p>				
		<p><u>TOPSの計算に関連する演算は、スカラー演算、ベクトル演算、行列演算又はテンソル演算などの複合演算のスカラー構成要素の演算の両方を含む。</u></p> <p><u>スカラー演算は、整数演算、浮動小数点演算(多くの場合、FLOPSによって測定される)、固定小数点演算、ビット操作演算又はビット演算(AND、OR、XOR、NOT等の論理演算など)を含む。</u></p>			(新設)	
	<p><u>基本演算ユニット</u></p>	<p><u>0個以上の変更可能な重みを含み、1つ以上の入力を受け取り、1つ以上の出力を生成するものをいう。</u></p> <p><u>演算ユニットは、N個の入力に基づいて出力が更新されるたびに2N-1の演算を実行するものであり、処理要素に含まれる変更可能なそれぞれの</u></p>		(新設)	(新設)	

	<p><u>重みは入力としてカウントされる。</u> <u>各入力、重み及び出力は、1つ以上のビットを使用して表されるアナログ信号レベル又はスカラーデジタル値である場合がある。</u> <u>このような演算ユニットには、人工ニューロン、積和演算 (MAC) ユニット、浮動小数点ユニット (FPU s)、アナログ乗算器ユニット、メモリスタ、スピントロニクス若しくはマグノニクスを使用した演算ユニット、フォトニクス若しくは非線形光学を使用した演算ユニット、アナログ若しくはマルチレベルの不揮発性重み値を使用する演算ユニット、多値メモリ若しくはアナログメモリを使用した演算ユニット、多値理論のユニット又はスパイクングユニットを含む。</u></p>	
	(略)	
半オクターブ	(略)	
<u>信号発生器</u>	<p><u>任意波形発生器及びファンクションジェネレーターを含む。任意波形発生器又はファンクションジェネレーターの最大出力周波数は、次のいずれかに従って評価する。</u> <u>イ カタログ等に最大出力周波数が表記されている場合は当該仕様</u> <u>ロ カタログ等に最大出力周波数が表記されていない場合はサンプル毎秒で表したサンプルレートを2.5で除して算出されるもの</u></p>	

	(略)	
半オクターブ	(略)	
(新設)	(新設)	

(略)	
周波数切換えの 所要時間	(略)
<u>周波数シンセサイザ</u>	<u>出力周波数の数より少ない数の基準周波数により制御、導出又は統合し、一つ若しくは多数の出力周波数を同時若しくは選択的に出すことができる周波数源をいう。</u>
<u>送受信モジュール</u>	<u>信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子組立品をいう。</u>
<u>送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能モノリシックマイクロ波集積回路をいう。</u>
<u>送信モジュール</u>	<u>信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる電子組立品をいう。</u>
<u>送受信モジュール又は送信モジュール</u>	<u>貨物等省令第6条第二号カの規定は、放熱板の有無にかかわらず送受信モジュール又は送信モジュールを規制する。また、貨物等省令第6条第二号カ(三)における平面のいずれかの辺の長さには、送受信モジュール又は送信モジュールの放熱板として機能する部分を含まない。</u>
<u>送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる送信用モノリシックマイクロ波集積回路をいう。</u>
<u>送受信モジュール、送信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>送信又は送受信チャンネルと同数の集積化された放射アンテナ素子を持つ場合も持たない場合もある。</u>
<u>貨物等省令第6</u>	<u>平面に並べられた複数の送受信モジュール、送受</u>

(略)	
周波数切換えの 所要時間	(略)
(新設)	(新設)

<u>条第二号カ中のチャンネル</u>	<u>信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路の任意の固体をいう。</u>	
<u>貨物等省令第6条第二号カ(三)中の計算式</u>	<u>動作帯域幅の下限が2.7ギガ以下に及ぶ場合、最小動作周波数として2.7ギガヘルツを用いるものとする。</u> <u>次の式を満たすものとする。</u> $d [cm] \leq 15 \times N / f [GHz]$ <u>d : 平面のいずれかの辺の長さをセンチメートル (cm) で表した値</u> <u>N : 一つの辺に並べられた送信又は送受信のチャンネル数</u> <u>f : ギガヘルツ (GHz) で表した最小動作周波数</u>	
<u>貨物等省令第6条第二号ヨ中のパラメトリック信号増幅器</u>	<u>超電導進行波パラメトリック信号増幅器を含む。</u>	
(略)		
(削る)		

(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
(略)		
<u>周波数シンセサイザー</u>	<u>出力周波数の数より少ない数の基準周波数により制御、導出又は統合し、一つ若しくは多数の出力周波数を同時若しくは選択的に出すことができる周波数源をいう。</u>	
<u>送受信モジュール</u>	<u>信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能電子装置をいう。</u>	
<u>送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>信号の送受信のために双方向の振幅及び位相制御を行うことができる多機能モノリシックマイクロ波集積回路をいう。</u>	
<u>送信モジュール</u>	<u>信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる電子装置をいう。</u>	
<u>送受信モジュール又は送信モジュール</u>	<u>貨物等省令第6条第二号カの規定は、放熱板の有無にかかわらず送受信モジュール又は送信モジュール</u>	

(削る)	

<u>ルール</u>	<u>ールを規制する。また、貨物等省令第6条第二号カ（三）における平面のいずれかの辺の長さには、送受信モジュール又は送信モジュールの放熱板として機能する部分を含まない。</u>
<u>送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>信号の送信のために振幅及び位相制御を行うことができる送信用モノリシックマイクロ波集積回路をいう。</u>
<u>送受信モジュール、送信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路</u>	<u>送信又は送受信チャンネルと同数の集積化された放射アンテナ素子を持つ場合も持たない場合もある。</u>
<u>貨物等省令第6条第二号カ（三）中の計算式</u>	<u>動作帯域幅の下限が2.7ギガ以下に及ぶ場合、最小動作周波数として2.7ギガヘルツを用いるものとする。</u> <u>次の式を満たすものとする。</u> <u>$d [cm] \leq 15 \times N / f [GHz]$</u> <u>d：平面のいずれかの辺の長さをセンチメートル（cm）で表した値</u> <u>N：一つの辺に並べられた送信又は送受信のチャンネル数</u> <u>f：ギガヘルツ（GHz）で表した最小動作周波数</u>
<u>貨物等省令第6条第二号カ中のチャンネル</u>	<u>平面に並べられた複数の送受信モジュール、送信用モノリシックマイクロ波集積回路、送信モジュール又は送信用モノリシックマイクロ波集積回路の任意の固体をいう。</u>
<u>信号発生器</u>	<u>任意波形発生器及びファンクションジェネレーターを含む。任意波</u>

(略)		
貨物等省令第6条第十七号フ中の検査するように設計した装置	(略)	
<u>貨物等省令第6条第十七号コ中のイオン注入装置</u>		<u>直径300ミリメートル未満のウエハー用に設計された装置を除く。</u>
<u>第6条第十七号エ(二)中のへ(一)2及びヲに該当する露光装置</u>	<u>第6条第十七号エ(一)を用いることで、同号へ(一)2又はヲに該当する性能を有する場合を含む。</u>	
<u>貨物等省令第6条第十七号ア(一)3中のプロセス均一性調整</u>	<u>研磨後のウエハーの厚さのばらつきを補正する工程をいう。</u>	

		形発生器又はファンクションジェネレーターの最大出力周波数は、次のいずれかに従って評価する。 イ <u>カタログ等に最大出力周波数が表記されている場合は当該仕様</u> ロ <u>カタログ等に最大出力周波数が表記されていない場合はサンプル毎秒で表したサンプルレートを2.5で除して算出されるもの</u>
(略)		
貨物等省令第6条第十七号フ中の検査するように設計した装置	(略)	
(新設)		(新設)
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

<u>貨物等省令第6条第十七号ア</u> <u>(二) 中の異方性エッチング用に設計した装置</u>		<u>直径300ミリメートル未満のウエハー用に設計された装置を除く。</u>
<u>貨物等省令第6条第十七号ア</u> <u>(三) 2中の深さの不均一性</u>	<u>深さの最大と最小の差を、深さの最大と最小の和で除して得た値をいう。</u>	
<u>貨物等省令第6条第十七号サ中のパターンシェイピング</u>	<u>ウエハーに対し鉛直以外のある特定の方向に指向制御されたイオン、中性粒子、ラジカル、クラスター、光のいずれか1つ以上を用い、極端紫外リソグラフィを用いて生成されたパターンを再形成又はトリミングすることにより、全体的なパターンングを改善するために使用される成膜又は除去プロセスをいう。</u>	
<u>貨物等省令第6条第十七号キ</u> <u>(二) 1中の金属前駆体の供給源</u>	<u>装置と一体化されていないものを含む。</u>	
<u>貨物等省令第6条第十七号ユ中の持続時間</u>	<u>ウエハーの温度が1,000度超である時間の範囲をいう。</u>	
<u>貨物等省令第6条第十七号ミ</u> <u>(二) 1中の光源</u>	<u>検査に用いられる光源をいう。</u>	
	<u>レーザー光を波長変換するために設計したセシウムリチウムボレート (CLBO) から加工された光学素子を含む。</u>	
<u>貨物等省令第6条第十七号ミ</u> <u>(二) 2中の分解能</u>	<u>ウエハー上での電子線の分解能をいう。</u>	

(新設)		(新設)
(新設)	(新設)	

	<u>貨物等省令第6条第十七号ミ</u> (二) 4中の二以上の電子ビーム源	<u>電子ビーム源が2以上存在するものをいう。</u>	
	<u>貨物等省令第6条第十七号シ</u> (二) 1中のトラック	<u>リソグラフィ用に調合されたレジストを塗布し、成膜し、加熱し、又は現像するために設計した装置をいう。</u>	
	<u>貨物等省令第6条第十七号シ</u> (二) 2中の高速波長切り替え機能	<u>25 ミリ秒未満で測定波長を変更し測定値を取得する機能をいう。</u>	
	<u>貨物等省令第6条第十七号の二</u> 中の走査型電子顕微鏡	<u>チップの設計の復元用に設計したものを含む。</u>	
	<u>貨物等省令第6条第十七号の三</u> に該当するマスク又はレチクル	<u>ペリクルを装着したマスク又はレチクルを含む。</u>	
	<u>貨物等省令第6条第十七号の三</u> ホ中のペリクル	(略)	
	(略)		
	(削る)		
	(略)		
8	(略)		

	(新設)	(新設)	
	<u>貨物等省令第6条第十七号の二</u> 中のペリクル	(略)	
	(略)		
	<u>貨物等省令第6条第十七号の四</u> 中の走査型電子顕微鏡	<u>チップの設計の復元用に設計したものを含む。</u>	
	(略)		
8	(略)		

加重最高性能	<p>加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。算出方法で使用する略語を次に示す。</p> <p>（略）</p> <p>APPは、1秒間に実行される浮動小数点演算を1兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの（WT:Weighted TeraFLOPS）として示される。</p> <p>APPの算出方法の概要は、次の通り。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.9$、非ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.3$とする。</p> <p>注1～注5 （略）</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、APPを算出しなければならない。</p> <p>注 1) （略）</p> <p>2) プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した<u>電子組立品</u>を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 （略）</p>
(略)	
貨物等省令第7条第三号中のデ	データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計さ

加重最高性能	<p>加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。算出方法で使用する略語を次に示す。</p> <p>（略）</p> <p>APPは、1秒間に実行される浮動小数点演算を1兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの（WT:Weighted TeraFLOPS）として示される。</p> <p>APPの算出方法の概要は、次の通り。</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.9$、非ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.3$とする。</p> <p>注1～注5 （略）</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、APPを算出しなければならない。</p> <p>注 1) （略）</p> <p>2) プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した<u>部分品</u>を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 （略）</p>
(略)	
貨物等省令第7条第三号中のデ	データの処理能力を向上させるために増設するものであって、計算要素を実装できるように設計さ

	<p>デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した<u>電子組立品</u></p>	<p>れたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される<u>電子組立品</u>に限り、貨物等省令第7条第三号ハが適用される。</p>
	(略)	
	<p>貨物等省令第7条第六号ハ中の量子制御部品又は量子測定デバイス</p>	(略)
	<p><u>貨物等省令第7条第七号中の電子計算機</u></p>	<p><u>デジタル電子計算機、ハイブリッドコンピュータ及びアナログコンピュータを含む。</u></p>
	(略)	
9	(略)	
	<p>データの機密性確保のための暗号機能</p>	<p>デジタル方式の暗号処理（情報の内容の秘匿又は情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として情報の変換（秘匿パラメーターを用いた情報の変換に限る。）を行う処理をいう。固定式（符号化又はデータ圧縮のアルゴリズムが外部からのパラメーターを受け入れず、かつ、使用者によって変更できないもの）の符号化及びデータ圧縮を除く。）を行うもの（<u>当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能を有効化できるものを含む。）に限る。</u>）のうち、次のイからヌのいずれかのため以外の暗号機能をいう。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>ト <u>公開された又は商業用の暗号標準のみを用いた無線パーソナルエリアネットワーク機能（任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが物理的に近接する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）</u></p>

	<p>デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した<u>部分品</u></p>	<p>れたものをいう。装置に組み込まれていない状態で出荷され、その接続がプログラムで制御される<u>部分品</u>に限り、貨物等省令第7条第三号ハが適用される。</p>
	(略)	
	<p>貨物等省令第7条第六号ハ中の量子制御部品又は量子測定デバイス</p>	(略)
	(新設)	(新設)
	(略)	
9	(略)	
	<p>データの機密性確保のための暗号機能</p>	<p>デジタル方式の暗号処理（情報の内容の秘匿又は情報の不正な改ざん若しくは不正な利用の防止を目的として情報の変換（秘匿パラメーターを用いた情報の変換に限る。）を行う処理をいう。固定式（符号化又はデータ圧縮のアルゴリズムが外部からのパラメーターを受け入れず、かつ、使用者によって変更できないもの）の符号化及びデータ圧縮を除く。）を行うものうち、次のイからトのいずれかのため以外の暗号機能をいう。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>(新設)</p>

		<p><u>の通信に制限されたデータ通信システムをいう。また、ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。</u></p> <p><u>チ 銀行業務又は決済（料金の徴収若しくは精算又は割賦販売法（昭和36年法律第159号）第2条第3項に規定する包括信用購入あつせんに係る業務を含む。）に使用するように設計した暗号機能</u></p> <p><u>リ イからチまでのいずれかに該当する機能のみを支援するための鍵管理機能</u></p> <p><u>ヌ 有効化されていない若しくは使用できない暗号機能であって、安全な仕組みの暗号機能有効化の手段によってのみ有効化し、又は使用することができるもの</u></p>
	(略)	
	(削る)	
	(略)	
10～14	(略)	
15	(略)	
	えい航ハイドロホンアレー	(略)
	<u>貨物等省令第14条第六号ロ(一)中の変更できるもの</u>	<u>配線の数の10パーセントを超えるスペア配線、ハイドロホングループの間隔を調整するためのブロック、又は水深を制限する内蔵装置であって、調整可能なもの若しくは2以上のハイドロホン</u>

		(新設)
		<u>ト イからへまでのいずれかに該当する機能を支援するための鍵管理機能</u> (新設)
	(略)	
	<u>パーソナルエリアネットワーク</u>	<u>任意の数の独立したデジタル情報送受信装置が、互いに直接通信することができ、かつ、個人又はデバイスコントローラーが物理的に近接する範囲（一部屋、自動車及びそれらの周辺など）の通信に制限されたデータ通信システムをいう。また、ローカルエリアネットワークは、パーソナルエリアネットワークの範囲を地理的に超えるものをいう。</u>
	(略)	
10～14	(略)	
15	(略)	
	えい航ハイドロホンアレー	(略)
	(新設)	(新設)

		<u>ループを制御するものを有することをいう。</u>
貨物等省令第14条第六号ロ(二)中の改造できるもの		<u>「貨物等省令第14条第六号ロ(一)中の変更できるもの」の解釈に同じ。</u>
(略)		

(ロ) 輸出許可

(a)・(b) (略)

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙に定める「い地域①」、「は地域①」及び「は地域②」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙に定める「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) (略)

(8)・(9) (略)

2～4 (略)

5 税関の確認等

5-0 根拠

(1) 確認の時期等 (略)

(2) 確認の書類

(イ) (略)

(ロ) 経済産業大臣が輸出を行う場合は、これを証する書類

(ハ) 輸出の許可若しくは承認の条件として、特定の書類を税関に提出又は提示することとされている場合は、その書類

(ニ) 「工作機械の位置決め精度等の申告値等について」(平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号) II 2. (2) に規定する者が II 2. (2)②ハの届出の数値を用いる場合は、届出受理票の写し

(ホ) その他税関が特に必要と認める書類

6～13 (略)

貨物等省令第14条第六号ロ(二)中の改造できるもの		<u>配線の数の10パーセントを超えるスぺア配線、ハイドロホングループの間隔を調整するためのブロック、又は水深を制限する内蔵装置であって、調整可能なもの若しくは2以上のハイドロホングループを制御するものを有することをいう。</u>
(略)		

(ロ) 輸出許可

(a)・(b) (略)

(c) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」及び「は地域②」以外の地域を仕向地とするものについては、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の規定により、輸出の許可を行わない。

(d) 貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物の輸出であって、別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするものについては、当該輸出の50日前までに経済産業省に許可申請を行うことを必要とする。

(e) (略)

(8)・(9) (略)

2～4 (略)

5 税関の確認等

5-0 根拠

(1) 確認の時期等 (略)

(2) 確認の書類

(イ) (略)

(ロ) 経済産業大臣が輸出を行う場合は、これを証する書類

(ハ) 輸出の許可若しくは承認の条件として、特定の書類を税関に提出又は提示することとされている場合は、その書類

(新設)

(ニ) その他税関が特に必要と認める書類

6～13 (略)

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

提出書類通達の別表1において「経済産業局」と表記された欄に当たる貨物の輸出（次に掲げるものを除く。）

- ① 輸出令別表第1又は別表第2に掲げられている貨物であって、1-2-2及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出
- ② 包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI4（1）の一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別表1（6）又は（9）により一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の効力を失うものとされる輸出
- ③ 取扱要領のII4（1）の特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別表3（10）又は（16）により特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の効力を失うものとされる輸出

1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出

- (1) 提出書類通達の別表1において「本省」と表記された欄に当たる貨物の輸出及び同表欄外※1及び※2の貨物の輸出
- (2) 1-2-1において経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行う貨物の対象外となっている貨物
- (3) 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物の輸出
- (4) 別表第1の1-2-1に掲げる輸出であって、外為法第25条第1項の規定に基づき役務取引許可（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）の別紙2-2の1の（2）のイで定める安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引に係るものに限る。）に係る貨物を当該役務取引許可と同時に申請される許可に係る輸出

別紙
(削る)

別表第1

輸出許可等事務の取扱区分

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の許可を行う輸出

別紙において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行うこととされている貨物の輸出（包括許可取扱要領（平成17年2月25日付け平成17・02・23貿易局第1号・輸出注意事項17第7号。以下「取扱要領」という。）のI4（1）の一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲及び取扱要領のII4（1）の特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲における輸出のうち、取扱要領の別表1（5）又は（8）により一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の効力を失うものとされる輸出及び取扱要領の別表3（7）又は（10）により特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の効力を失うものとされる輸出並びに輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別紙及び別表第2の別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

1-2-2 安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行う輸出
(新設)

- (1) 別紙において安全保障貿易審査課が輸出の許可事務を行うこととされている貨物の輸出及び別表第1の1-2-1により、経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の許可を行う輸出の対象外となっている輸出
(新設)
- (2) 別表第1の1-2-1に掲げる輸出であって、外為法第25条第1項第一号の規定に基づき役務取引許可（「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）の別紙2-2の1の（2）のイで定める安全保障貿易審査課が役務取引の許可を行う取引に係るものに限る。）に係る貨物を当該役務取引許可と同時に申請される許可に係る輸出

別紙

- 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物
 - (1) 輸出令別表第1の1の項（1）に掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの

- (イ) 空気銃、散弾銃、ライフル銃又は火縄式銃砲であって、スポーツ用又は狩猟用のもの
- (ロ) 救命銃、もり銃、リベット銃その他これらに類する産業用銃
- (ハ) (イ) に掲げるものに用いる銃砲弾
- (ニ) (イ) 及び (ロ) に掲げるものの附属品（暗視機能を有する装置を除く。）
- (ホ) (イ) から (ニ) までに掲げるものの部分品
- (2) 輸出令別表第1の1の項(2)に掲げる貨物であって、産業用の発破器
- (3) 輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品
- (4) 輸出令別表第1の2の項(3)、(4)、(6)、(8)又は(10)に掲げる貨物として貨物等省令第1条第三号（輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のものに限り、原子炉用のものを除く。）、第四号ロ、第六号（リチウムの同位元素の分離用の装置に限る。）、第八号ロ又は第十号ロのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの
- (5) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「い地域②」を仕向地とするもの（下記2の(4)に掲げるものを除く。）
- (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号又は第三号へからやまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (8) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (8の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「い地域①」又は「は地域①」を仕向地とするもの
- (9) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「い地域①」又は「ほ地域」を仕向地とするもの（下記の2の(11)及び(17)に掲げるものを除く。）
- (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「と地域①」を仕向地とするもの（下記の(10の2)、2の(15)、(16)及び(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。）
- (10の2) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当する貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの

(削る)

もの

(11) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域①」を仕向地とするもの(下記2の(15)及び(16)に掲げるものを除く。)

2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物

(1) 輸出令別表第1の1(上記1の(1)から(3)までに掲げるものを除く。)の項の中欄に掲げるもの

(2) 輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで並びに(10)及び(10の2)若しくは4の項(1)、(1の2)及び(2)に掲げるもの(上記1の(4)に掲げるものを除く。)

(3) 輸出令別表第1の2の項(9)及び(11)から(52)までに掲げる貨物であって、「ろ地域」を仕向地とするもの

(4) 輸出令別表第1の2の項(9)又は(11)から(52)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「い地域②」を仕向地とするもの

(5) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの

(6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第三号イからホまでのいずれかに該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「は地域②」を仕向地とするもの

(7) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号イからハまで又は第三号ヘからタまでのいずれかに該当する貨物であって、「は地域②」を仕向地とするもの

(8) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第二号ニからトまで又は第三号レからヤまでのいずれかに該当する貨物であって、「は地域②」又は「に地域②」を仕向地とするもの

(9) 輸出令別表第1の3の項(2)又は3の2の項の中欄に掲げる貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの

(9の2) 輸出令別表第1の3の項(3)に掲げる貨物であって、「に地域①」を仕向地とするもの

(10) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物であって、「へ地域」を仕向地とするもの(下記の(18)に掲げるものを除く。)

(11) 輸出令別表第1の4の項(3)から(26)までに掲げる貨物のうち、告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「ほ地域」を仕向地とするもの

(12) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物(告示で定める貨物を除く。)であって、「ち地域」を仕向地とするもの(下記の(17)の

- 2) から (19) までに掲げるものを除く。)
- (13) 告示で定める貨物又は輸出令別表第1の14若しくは15の項の中欄に掲げる貨物であって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
- (14) 輸出令別表第1の16の項に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで（輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合にあってはイ、ロ又はニ）のいずれかに該当するとき
- (15) 輸出令別表第1の5から13まで又は15の項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円（輸出令別表第3の3に掲げる貨物にあっては5万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出令別表第3及び輸出令別表第4に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第三号イからニまで（輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の地域を仕向地とする場合にあってはイ、ロ又はニ）のいずれかに該当するもの
- (16) 輸出令第4条第1項第一号に基づく仮に陸揚げした貨物のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、輸出令第4条第1項第一号イ又はロに該当するもの
- (17) 輸出令別表第1の4の項（22）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロに該当するものであって、「ほ地域」又は「へ地域」を仕向地とするもの
- (17の2) 輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）のうち、次のいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
- (イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの
- (ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ（四）又はルからフまでのいずれかに該当するもの
- (ハ) 貨物等省令第6条第十七号の二に該当するもの
- (ニ) 貨物等省令第6条第十八号に該当する窒化ガリウムを用いた基板
- (ホ) 貨物等省令第6条第二十二号から第二十四号までに該当する窒化ガリウムを用いた基板
- (18) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ又はハに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの
- (19) 輸出令別表第1の10の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第9条第十六号イ又はロのいずれかに該当するものであって、「と地域②」又は「ち地域」を仕向地とするもの

「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

(略)

別表第2

輸出承認等事務の取扱区分

輸出令に基づく輸出承認等（「輸出の承認及び輸出の承認の事後審査」をいう。以下同じ。）の

事務は次の区分により行う。

1 輸出の承認

輸出令第2条第1項の規定に基づく輸出の承認事務は、次の区分により行う。

1-1 (略)

1-2 輸出承認事務の取扱区分

輸出の承認事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の承認を行う輸出

(1) 別紙第1において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の承認を行うこととされている貨物の輸出（輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別表第1及び別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

(略)

(注) 「い地域①」から「ち地域」までの各地域とは、それぞれの地域名の欄において丸印を付した項に該当する左欄に掲げる国・地域をいう。

(略)

別表第2

輸出承認等事務の取扱区分

輸出令に基づく輸出承認等（「輸出の承認及び輸出の承認の事後審査」をいう。以下同じ。）の

事務は次の区分により行う。

1 輸出の承認

輸出令第2条第1項の規定に基づく輸出の承認事務は、次の区分により行う。

1-1 (略)

1-2 輸出承認事務の取扱区分

輸出の承認事務は、次の区分により行う。

1-2-1 経済産業局又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課が輸出の承認を行う輸出

(1) 別紙第1において当該経済産業局又は沖縄総合事務局が輸出の承認を行うこととされている貨物の輸出（輸出令別表第1及び第2に掲げられている貨物で別表第1別紙及び別紙第1において本省が輸出の許可又は承認を行うこととされている貨物を含む輸出契約による輸出を除く。）

(略)

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号）

改正後			現行			
2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可別表 (1)～(4) (略) (5) 役務取引の許可 (a)・(b) (略) (c) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿易局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙に定める「い地域①」「は地域①」及び「は地域②」以外の地域において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。 (略)			2 役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可別表 (1)～(4) (略) (5) 役務取引の許可 (a)・(b) (略) (c) 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約の履行の観点から、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第2号イからホまで又は第三号イからタまでのいずれかに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術を提供することを目的とする取引であって、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿易局第322号・輸出注意事項62第11号）（以下「運用通達」という。）別表第1の別紙の(注)に定める「い地域①」「は地域①」及び「は地域②」以外の地域において提供するものについては、役務取引の許可を行わない。 (略)			
別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			別紙1 外国為替令別表（貨物等省令を含む。）中解釈を要する語			
外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解釈	外為令別表の項	外為令別表中解釈を要する語	解釈	
1～5	(略)		1～5	(略)		
6	(略)		6	(略)		
	直圧式液圧プレス	(略)		直圧式液圧プレス	(略)	
	<u>貨物等省令第18条第6項に掲げる技術</u>			(新設)		(新設)
	<u>コーティングシステム</u>	<u>基材上に堆積された材料が一層以上の層（例えば、ボンドコート又はトップコート）によって構成されたものをいう。</u>		(新設)	(新設)	
(略)		(略)				

7	(略)	
	貨物等省令第19条第3項第八号に規定するツール	(略)
	<u>貨物等省令第19条第3項第九号中のマルチチップ</u>	<u>マルチダイ及びマルチチップレットを含む。</u>
	<u>貨物等省令第19条第3項第十一号中の計算機リソグラフィ</u>	<u>パターン、プロセス又はシステム条件の範囲にわたり、リソグラフィプロセスのイメージング性能を予測し、修正し、最適化し、又は検証するためにコンピュータモデリングを使用するものをいう。</u>
(略)		
8	(略)	
	加重最高性能	<p>加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。算出方法で使用する略語を次に示す。</p> <p>(略)</p> <p>APPは、1秒間に実行される浮動小数点演算を1兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの（WT: Weighted TeraFLOPS）として示される。</p> <p>APPの算出方法の概要は、次の通り。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.9$、非ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.3$とする。</p> <p>注1～注5 (略)</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、APPを算出しなければならない。</p>

7	(略)	
	貨物等省令第19条第3項第八号に規定するツール	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
(略)		
8	(略)	
	加重最高性能	<p>加重最高性能（APP）は、64ビット以上の浮動小数点加算と乗算を実行するデジタル電子計算機に適用される加重された最高性能である。算出方法で使用する略語を次に示す。</p> <p>(略)</p> <p>APPは、1秒間に実行される浮動小数点演算を1兆回単位に示したものに加重係数を乗じたもの（WT: Weighted TeraFLOPS）として示される。</p> <p>APPの算出方法の概要は、次の通り。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.9$、非ベクトルプロセッサに対しては$W_i = 0.3$とする。</p> <p>注1～注5 (略)</p> <p>注6 集合体で性能を向上するように特別に設計されたものであって、同時動作が可能であり、かつ、記憶装置を共有するプロセッサを含むプロセッサの組合せについては、APPを算出しなければならない。</p>

		<p>注 1) (略)</p> <p>2) プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した<u>電子組立品</u>を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 (略)</p>			<p>注 1) (略)</p> <p>2) プロセッサの組合せが記憶装置を共有するとは、任意のプロセッサが、いかなるソフトウェアの機構の関与なしに、キャッシュラインやメモリワードでのハードウェア伝送を介してシステム内の任意のメモリロケーションにアクセス可能な時をいう。なお、貨物等省令第7条第三号ハに該当するデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した<u>部分品</u>を使用することにより実現するものを含む。</p> <p>注7 (略)</p>
	(略)			(略)	
8～ 16	(略)		8～ 16	(略)	

「包括許可取扱要領」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括許可取扱要領」（平成17年2月25日付け輸出注意事項17第7号）

改正後	現行
<p>II 特別一般包括許可</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別一般包括の範囲</p> <p>(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</p> <p>特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号（輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。</p> <p>なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。</p> <p>① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、次のいずれかに該当する場合は、需要者が確定しているものに限る。</p> <p>イ <u>輸出令別表第1の1の項（3）に掲げる貨物のうち、「と地域②」を仕向地とする産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品であって、自動車用エアバックガス発生器又は自動車用シートベルト引っぱり固定器に用いられるもの（次のいずれかに該当するものに限る。）</u></p> <p>① <u>申請者が株式の過半数を有する者を需要者とするもの</u></p> <p>② <u>需要者の株式の所有状況等について、①と実質的に同等と特に認められる者を需要者とするもの</u></p> <p>ロ <u>輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地域」を仕向地とするもの</u></p> <p>ハ <u>輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するもののうち、「ろ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造</u></p>	<p>II 特別一般包括許可</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 特別一般包括の範囲</p> <p>(1) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可</p> <p>特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲は次の①から③までのいずれかに該当する輸出又は役務取引とする。ただし、輸出令別表第3の2若しくは同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出、輸出令別表第2の4に掲げる地域を仕向地とする輸出（令和5年経済産業省告示第162号（輸出貿易管理令第2条第1項第一号の六、第一号の七及び第一号の八に規定する経済産業大臣が告示で指定する者。以下同じ。）第三号に規定する者との直接又は間接の取引によるものに限る。）又は令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務提供は、適用できない。</p> <p>なお、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。</p> <p>① 別表Aにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる貨物及び仕向地の組合せとなる輸出。ただし、次のいずれかに該当する場合は、需要者が確定しているものに限る。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

する者を需要者とするもの

ニ 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)のうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの

ホ 輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの

ヘ 輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする高分子材料(複合材料を含み、貨物等省令第3条第7号に規定するものを除く。以下同じ。)の製造工程に用いられるもの

② (略)

③ 別表Bにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術(使用に係るプログラムに限る(ソースコードが提供されるものを除く。))及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方(契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。)が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。なお、次のいずれかに該当する場合は、利用する者が確定しているものに限る。

イ 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム(輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。))の使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。)のうち、「り地域」を提供地とするもの

ロ 外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第9号の2に該当するもの使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。))のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を提供地とするもの

イ 輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)の輸出のうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるもの
(新設)

ロ 輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする高分子材料(複合材料を含み、貨物等省令第3条第7号に規定するものを除く。以下同じ。)の製造工程に用いられるもの

② (略)

③ 別表Bにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術(使用に係るプログラムに限る(ソースコードが提供されるものを除く。))及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方(契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。)が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。

(新設)

(新設)

(2) 特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②のいずれかに該当する役務取引とする。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Bにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。なお、次のいずれかに該当する場合は、利用する者が確定しているものに限る。

イ 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム(輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)の使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。)のうち、「り地域」を提供地とするもの

ロ 外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条第9号の2に該当するものの使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を提供地とするもの

② (略)

5～11 (略)

III 特定包括許可

1～4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

(イ)～(ロ) (略)

(二) 継続的な取引実績又は見込みを示す書類

..... 1通

(2) 特別一般包括役務取引許可

特別一般包括役務取引許可の範囲は次の①又は②のいずれかに該当する役務取引とする。ただし、令和5年経済産業省告示第162号第三号に規定する者に提供することを目的とする役務取引は、適用できない。

なお、特別一般包括役務取引許可が認められる取引に関する法第25条第3項第一号に掲げる行為については、外為令第17条第2項の規定に基づく許可を要しない。

① 別表Bにおいて「特別一般」と表記された欄にあたる技術及びその提供地の組合せとなる取引。ただし、提供地となる特定国と取引の相手方（契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において当該技術を利用する者を含む。）が属する特定国が異なる場合は、いずれの特定国についても「特別一般」と表記されていることを要する。

(新設)

(新設)

② (略)

5～11 (略)

III 特定包括許可

1～4 (略)

5 特定包括許可の申請手続

(1)～(3) (略)

(4) 申請に必要な書類

(イ)～(ロ) (略)

(二) 継続的な取引実績又は見込みを示す書類

..... 1通

(注1)～(注2) (略)

(注3) 別表10に掲げる貨物の輸出又は技術の提供にあっては許可申請日前1年以内にⅡの特別一般包括許可を利用した取引実績(様式第24)を提出すること。

(ホ) (略)

(5) 継続的な取引関係等について

継続的な取引関係等とは次の①のa) からd) までのいずれか又は②のa) からd) までのいずれかに該当するものをいう。

① 輸入者又は取引の相手方について

a) 許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、貨物の輸出にあっては同一の輸入者向けの輸出許可取得件数が6件以上、役務取引にあっては同一の取引の相手方への技術提供に係る役務取引許可取得件数が3件以上であるもの又はこれらであることが見込まれるもの

なお、別表9に掲げる貨物の輸出にあっては許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、同一の輸入者向けの輸出許可件数が3件以上であるもの

ただし、別表10に掲げる貨物又は技術の輸出又は提供について許可申請日前1年以内にⅡの特別一般包括許可に基づき同一の輸入者又は取引の相手方向けに2件以上取引した実績を様式第24に基づき示すことができる場合には、当該実績をもってこれらのものに代えることができる。

b)～d) (略)

② 需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について

a) 許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、貨物の輸出にあっては同一の需要者向けの輸出許可取得件数及び輸出許可取得件数が6件以上ある同一の輸入者との間の当該許可を受けた輸出に係る貨物の取引の件数の合計が6件以上、役務取引にあっては同一の利用する者への技術提供に係る役務取引許可取得件数が3件以上であるもの又はこれらであることが見込まれるもの

なお、別表9に掲げる貨物の輸出にあっては許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、同一の需要者向けの輸出許可取得件数及び輸出許可取得件数が3件以上ある同一の輸入者との間の当該許可を受けた輸出に係る貨物の取引の合計が3件以上であるもの

ただし、別表10に掲げる貨物又は技術の輸出又は提供について許可申請日前1年以内にⅡの特別一般包括許可に基づき同一の輸入者又

(注1)～(注2) (略)

(新設)

(ホ) (略)

(5) 継続的な取引関係等について

継続的な取引関係等とは次の①のa) からd) までのいずれか又は②のa) からd) までのいずれかに該当するものをいう。

① 輸入者又は取引の相手方について

a) 許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、貨物の輸出にあっては同一の輸入者向けの輸出許可取得件数が6件以上、役務取引にあっては同一の取引の相手方への技術提供に係る役務取引許可取得件数が3件以上であるもの又はこれらであることが見込まれるもの

なお、別表9に掲げる貨物の輸出にあっては許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、同一の輸入者向けの輸出許可件数が3件以上であるもの

b)～d) (略)

② 需要者(輸入者と需要者が異なる場合)又は利用する者(取引の相手方と利用する者が異なる場合)について

a) 許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、貨物の輸出にあっては同一の需要者向けの輸出許可取得件数及び輸出許可取得件数が6件以上ある同一の輸入者との間の当該許可を受けた輸出に係る貨物の取引の件数の合計が6件以上、役務取引にあっては同一の利用する者への技術提供に係る役務取引許可取得件数が3件以上であるもの又はこれらであることが見込まれるもの

なお、別表9に掲げる貨物の輸出にあっては許可申請日前1年以内のいずれかの月の初日を期間の初日とする1年間に、同一の需要者向けの輸出許可取得件数及び輸出許可取得件数が3件以上ある同一の輸入者との間の当該許可を受けた輸出に係る貨物の取引の合計が3件以上であるもの

は取引の相手方向けに2件以上取引した実績を様式第24に基づき示すことができる場合には、当該実績をもってこれらのものに代えることができる。

IV 特別返品等包括許可

1 特別返品等包括許可の種類

特別返品等包括許可の種類は、特別返品等包括輸出・役務取引許可とする。

2 特別返品等包括許可の申請者

特別返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 以下の①から④までの実施体制を整備している者

- ① 輸出者等遵守基準省令第1条第一号イに定める該非確認責任者及び同条第二号イに定める統括責任者を選定すること。
- ② 特別返品等包括許可に関する管理責任者及び担当者を明確にすること。
- ③ 特別返品等包括許可に基づく貨物の輸出又は技術の提供について、管理責任者の承認の下に適切に行うこと。
- ④ 特別返品等包括許可に基づいて輸出をした貨物又は提供した技術であつて、本邦に積み戻すべきもの又は回収を行うべきものについては、本邦に確実に積み戻し又は回収を行うこと。

(2) 以下の①から③までのすべての事項を含む輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者。

- ① 特別返品等包括許可に関する管理責任者及び担当者を明確にすること。
- ② 特別返品等包括許可に基づく貨物の輸出又は技術の提供について、管理責任者の承認の下に適切に行うこと。
- ③ 特別返品等包括許可に基づいて輸出をした貨物又は提供した技術であつて、本邦に積み戻すべきもの又は回収を行うべきものについては、本邦に確実に積み戻し又は回収を行うこと。

(削る)

(削る)

IV 特別返品等包括許可

1 特別返品等包括許可の種類

特別返品等包括許可の種類は、特別返品等包括輸出・役務取引許可とする。

2 特別返品等包括許可の申請者

特別返品等包括許可の申請を行うことができる者は、次のいずれにも該当する者とする。
(新設)

(1) 以下の①から③までのすべての事項を含む輸出管理内部規程の整備及び外為法等遵守事項の確実な実施に関して、安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票及びチェックリスト受理票の交付を受けている者。

- ① 特別返品等包括許可に関する管理責任者及び担当者を明確にすること。
- ② 特別返品等包括許可に基づく貨物の輸出又は技術の提供について、管理責任者の承認の下に適切に行うこと。
- ③ 特別返品等包括許可に基づいて輸出をした貨物又は提供した技術であつて、本邦に積み戻すべきもの又は回収を行うべきものについては、本邦に確実に積み戻し又は回収を行うことを教育等を通じ関係者に周知すること。

(2) 実施状況調査を受けている者（実施状況調査に基づく書面による指摘を受けた者は、これに従わなければならない。また、実施状況調査を受けたことがある者又はこれを事実上承継している者による申請のときは、原則として、実施状況調査を省略する。）

(3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可の申請をした日から起算して過去1年間に、輸出管理内部規程（安全保障貿易検査官室から輸出管理内部規程受理票の交付を受けているものに限る。）に基づき内部審査を実施した上で4

(削る)

3 (略)

4 特別返品等包括許可の範囲

(1) 特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、本邦において使用するために輸入された貨物であって、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するもののうち、次のいずれかに該当する貨物（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。）を輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限り、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由地とする輸出を除く。）として輸出する場合とする。

①・② (略)

(2) (略)

5 特別返品等包括許可の申請手続

(1)・(2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特別返品等包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(ニ)の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書（様式第7）・・・2通

(ロ) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書（様式第8）・・・1通

(ハ) 輸出管理に関する社内体制明細書（様式第9の2）・・・1通

(ニ) 2の(2)の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票（Iの5に同じ。）の写し・・・1通

(削る)

(削る)

(1)に該当する貨物の輸出又は4(2)に該当する技術の提供を合計5回以上行ったことがある者

(4) 特別返品等包括許可に関する運用体制について、特別返品等包括許可に関する十分な知識をもった者を管理責任者とする社内体制を有する者

3 (略)

4 特別返品等包括許可の範囲

(1) 特別返品等包括輸出・役務取引許可のうち輸出に係る範囲は、本邦において使用するために輸入された貨物であって、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するもののうち、次のいずれかに該当する貨物（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。）を輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限り、輸出令別表第3の2又は同表第4に掲げる地域を経由する場合を除く。）として輸出する場合とする。

①・② (略)

(2) (略)

5 特別返品等包括許可の申請手続

(1)・(2) (略)

(3) 申請に必要な書類

特別返品等包括許可を受けようとする者は、次の(イ)～(チ)の書類を申請窓口に提出しなければならない。

(イ) 許可申請書・・・2通

特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書（様式第7）

(ロ) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書（様式第8）・・・1通

(新設)

(ハ) チェックリスト受理票（Iの5に同じ。）の写し・・・1通

(ニ) 実績を示す書類

2(3)に係る貨物の輸出又は技術の提供を行った実績を記した書類（当該輸出にあつては、許可年月日、許可番号、通関申告番号及び通関年月日を、当該技術提供にあつては、許可年月日及び許可番号を、当該技術提供が貨物に内蔵されたものである場合にあつては、許可年月日、許可番号、当該貨物の通関申告番号及び通関年月日を明記すること。）

(ホ) 輸出管理内部規程に基づく特別返品等包括許可に関する運用体制を示した文書（例えば、組織図、管理責任者及び担当者の氏名を記入すること。）

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

6・7 (略)

8 特別返品等包括許可の変更

(1) (略)

(2) (1)の変更をしたときは、特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書2通、特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書1通、原許可証の写し1通、変更後のチェックリスト受理票(2の(2)の要件により申請を行った者に限る。)の写し1通及び分割を必要とするときは必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口へ提出しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合又は統括責任者、該非確認責任者、特別返品等包括許可に関する管理責任者若しくは担当者が変更された場合は、特別返品等包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届(様式第2)、住居表示変更届(様式第3)又は統括責任者等変更届(様式第9)を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

9 (略)

10 特別返品等包括許可の更新

(1)・(2) (略)

(3) 更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ヘ)の書類を提

(ヘ) 輸出管理内部規程に基づく特別返品等包括許可に関する貨物の輸出又は技術の提供に係る手続きを示した文書(例えば、手続きフロー図)

(ト) 輸出管理内部規程に基づく特別返品等包括許可に関する貨物の輸出又は技術の提供に係る内部決裁様式

(チ) 6に掲げる条件に基づく貨物の積み戻し又は技術の回収に関する教育等のための文書(例えば、教育計画)

(4) 特別返品等包括許可に関する管理責任者の確認

特別返品等包括許可に関する管理責任者が、特別返品等包括許可に関する十分な知識を持った者であることの確認を行う。

6・7 (略)

8 特別返品等包括許可の変更

(1) (略)

(2) (1)の変更をしたときは、特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書2通、特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書1通、原許可証の写し1通、変更後のチェックリスト受理票の写し1通及び分割を必要とするときは必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書を申請窓口へ提出しなければならない。

なお、法人の代表者名が変更された場合、単なる住居表示の変更の場合又は特別返品等包括許可に関する管理責任者が変更された場合は、特別返品等包括許可の変更の必要はないが、代表者名変更届(様式第2)、住居表示変更届(様式第3)又は管理責任者変更届(様式第9)を申請窓口へ速やかに提出しなければならない。

代表者名変更届又は住居表示変更届の提出に当たっては、登記簿謄本の写し又は履歴事項全部証明書の写しを申請窓口にて提示することとし、提示された写しは確認の後、申請者に返却される。

管理責任者変更届が提出された時には、新たな特別返品等包括許可に関する管理責任者が、特別返品等包括許可に関する十分な知識をもった者であることの確認を行う。

9 (略)

10 特別返品等包括許可の更新

(1)・(2) (略)

(3) 更新のための手続

特別返品等包括許可の更新を行う場合は、次の(イ)～(ヘ)の書類を提

出しなければならない。

- (イ) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書 (様式第7)・・・2通
- (ロ) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書 (様式第8)・・・1通
- (ハ) 輸出管理に関する社内体制明細書 (様式第9の2)・・・1通
- (ニ) 2の(2)の要件により申請を行う者については、チェックリスト受理票 (Iの5に同じ。)の写し・・・1通
- (削る)
- (ホ) 原許可証の写し
- (ヘ) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

1 1 特別返品等包括許可の取消及び失効

- (1) 特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき
経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届 (様式5) の提出により、2 (2) の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。
- (2) (略)

VII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

- (1)～(6) (略)
- (7) 特別一般包括許可に係る届出書 (輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの (移設検知装置を搭載したものに限る。)又は当該貨物の使用に係るプログラム (当該貨物と同時に提供する場合に限る。)を、「り地域」に輸出又は提供する場合に限る。) (様式第14)
 - ① 包括許可番号・許可年月日の欄
取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。
 - ② 提出者・担当者の欄
提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。
なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

出なければならない。

- (イ) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書・・・2通
- (ロ) 特別返品等包括輸出・役務取引許可申請理由書・・・1通 (新設)
- (ハ) チェックリスト受理票 (Iの5に同じ。)の写し・・・1通
- (ニ) 5 (3) (ホ)～(チ)の書類・・・各1通
- (ホ) 原許可証の写し
- (ヘ) 分割を必要とするときは、必要とする通数の特別返品等包括輸出・役務取引許可申請書

1 1 特別返品等包括許可の取消及び失効

- (1) 特別返品等包括許可を受けた者が法令又は許可の条件に違反したとき
経済産業大臣は、特別返品等包括許可を受けた者が法令若しくは許可の条件に違反したとき、2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の維持の観点から必要があると認めるときは、当該許可を取り消すことがある。許可を取り消された者は、直ちに原許可証を返還しなければならない。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」に定める輸出管理内部規程の取下げ届 (様式5) の提出により、2 (1) の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。
- (2) (略)

VII 申請書類の記載方法等

1 申請関係書類等の記載要領

- (1)～(6) (略)
- (新設)

③ 番号の欄

続き番号を記載してください。

④ 貨物名又は技術名の欄

貨物又は技術（以下「当該貨物の使用に係るプログラム」という。）が複数ある場合は、貨物又は技術の名称を漏れなく記載してください。

⑤ 仕向地又は提供地の欄

貨物又は技術の最終仕向地（国名）又は技術の提供相手国名を記載してください。

⑥ 名称の欄

需要者又は利用する者（以下「需要者等」という。）となる企業名を記載してください。

⑦ 所在地の欄

需要者等の所在地を記載してください。

⑧ 貨物等の設置（使用）場所の欄

貨物等の設置（使用）場所を記載してください。

⑨ 需要等の概要の欄

貨物又は技術ごとに貨物等の使用目的及び使用方法を具体的に記載してください。

⑩ URLの欄

⑥の名称欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

⑪ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主又は取引の相手先、荷受人、需要者又は利用する者）の箇所すべてに○を記載してください。

⑫ その他

過去に届け出した買主若しくは取引の相手方、荷受人又は需要者若しくは利用する者を届出対象から除外する場合は、仕向地又は提供地、名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

(8) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「る地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の2）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレス

(新設)

を記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④ 仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

⑤ 名称、所在地の欄

買主、荷受人又は需要者の名称、所在地は英語表記としてください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

⑥ 需要等の概要の欄

需要者ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

⑦ URLの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

(注)「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また、「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

(9) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は

(7) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製

「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の3）

- ① （略）
- ② 包括許可番号・許可年月日の欄
（略）

③・④ （略）

⑤ 名称、所在地の欄

買主、荷受人、需要者又は装置納入先の名称、所在地は英語表記としてください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

装置納入先とは、需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造に用いられる装置を販売する場合において、当該装置の販売先としての半導体を製造する者を指します。

装置納入先が、「い地域①」、「は地域①」又は本邦である場合は記載を省略できます。

（削除）

（削除）

（削除）

⑥ 需要等の概要の欄

需要者及び装置納入先ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。あわせて、需要者及び装置納入先が半導体を製造する者か、半導体製造に用いられる装置を製造する者かを記載してください。

（記載例）

- ・「半導体製造装置（エッチング装置）に組み込まれ、半導体の製造に使用される。」（半導体メーカー）
- ・「半導体製造用洗浄装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該

造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14）

- ① （略）
- ② 包括許可番号・許可年月日
（略）

③・④ （略）

⑤ 買主の名称、所在地の欄

買主の名称、所在地を記載してください。買主が複数の場合、別紙をご利用ください。

⑥ 荷受人の名称、所在地の欄

荷受人の名称、所在地を記載してください。荷受人が複数の場合、別紙をご利用ください。

⑦ 需要者の名称、所在地の欄

需要者の名称、所在地を記載してください。需要者が複数の場合、別紙をご利用ください。

需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造装置等を販売する場合は、当該装置の販売先（「装置納入先」という。）の名称、所在地を、⑧装置納入先の名称、所在地の欄に記載してください。

⑧ 装置納入先の名称、所在地の欄

装置納入先の名称、所在地を記載してください。装置納入先が複数の場合、別紙をご利用ください。ただし、装置納入先が、「い地域①」、「は地域①」、「り地域」又は本邦である場合は記載を省略できます。

⑨ 需要等の概要（③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等）の欄

需要者及び装置納入先ごとに具体的に記載してください。

（記載例）

- ・「半導体製造装置（エッチング装置）に組み込まれ、半導体の製造に使用される。」
- ・「半導体製造用洗浄装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該

薬液の流量制御のために使用される。（半導体製造装置メーカー）」
(削除)

⑦ URLの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者、装置納入先）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人、需要者又は装置納入先を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

（10）特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の3の2項（2）4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の4）

① 提出者・担当者の欄

提出者が法人であるときは、代表者の記載も必要です。

なお、担当者欄には、担当者の氏名、所属、電話番号、メールアドレスを記載してください。

② 包括許可番号・許可年月日の欄

取得している包括許可証記載の許可番号及び許可年月日を記載してください。

③ 貨物名の欄

貨物が複数ある場合は、代表的な貨物の名称を記載してください。

④ 仕向地の欄

貨物の最終仕向地を記載してください。

薬液の流量制御のために使用される。」

（注）「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また、「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

⑤ 名称、所在地の欄

買主、荷受人又は需要者の名称、所在地は英語表記としてください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

⑥ 需要等の概要の欄

需要者ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

⑦ URLの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

(11) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。）（様式第14の5）

① (略)

② 包括許可番号・許可年月日の欄
(略)

③・④ (略)

⑤ 名称、所在地、貨物等の設置（使用）場所の欄

買主、荷受人又は需要者の名称、所在地、貨物等の設置（使用）場所は英語表記とし、貨物等の設置（使用）場所は需要者のみ記載してください。

中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

(削除)

(削除)

(8) 特別一般包括許可に係る届出書（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。）（様式第14の2）

① (略)

② 包括許可番号・許可年月日
(略)

③・④ (略)

⑤ 買主の名称、所在地の欄

買主の名称、所在地を記載してください。買主が複数の場合、別紙をご利用ください。

⑥ 荷受人の名称、所在地の欄

荷受人の名称、所在地を記載してください。荷受人が複数の場合、別紙をご利用ください。

⑦ 需要者の名称、所在地、貨物等の設置（使用）場所の欄

⑥ 需要等の概要の欄

需要者ごとに③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

⑦ URLの欄

⑤の名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

⑧ 届出企業の属性の欄

該当し得る属性（買主、荷受人、需要者）の箇所すべてに○を記載してください。

⑨ その他

過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、本届出書の④仕向地、⑤名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、⑥需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

(12) (略)

2 実績の報告等

(1) (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告（様式第18、様式第18の2、様式第18の3、様式第18の4、様式第18の5）

次に掲げる特別一般包括許可の届出（様式第14、様式第14の2、様式第14の3、様式第14の4又は様式第14の5）を行った者は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

① 輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）又は当該貨物の使用に係るプログラム（当該貨物と同時に提供するものに限る。）を、「り地域」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。（様式第14）

② 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「る地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の2）

③ 輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に

需要者の名称、所在地、貨物等の設置（使用）場所を記載してください。需要者が複数の場合、別紙をご利用ください。

⑧ 需要等の概要（③で記載した貨物の使用目的及び使用方法等）の欄
需要者ごとに具体的に記載してください。

(新設)

(新設)

(新設)

(9) (略)

2 実績の報告等

(1) (略)

(2) 特別一般包括許可に係る実績報告（様式第18、様式第18の2）

特別一般包括許可の届出（様式第14又は様式第14の2）を行って、次に掲げる輸出をした場合は、1月から6月までの実績報告を7月末日までに、また7月から12月までの実績報告を翌年1月末日までに安全保障貿易審査課に提出しなければなりません。

(新設)

(新設)

① 輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38

用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の3）

④ 輸出令別表第1の3の2項（2）4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合に限る。（様式第14の4）

⑤ 輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。（様式第14の5）

(3)～(6) (略)

3 (略)

VIII その他

(1) 書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ)～(チ) (略)

(リ) 特別一般包括許可の条件に従い、次のいずれかに該当する輸出又は技術の提供をする場合、当該輸出又は技術の提供に対して事前に必要となる届出：安全保障貿易審査課

① 輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地域」に輸出する場合

② 輸出令別表第1の2の項（33）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合

③ 輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合

号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出した場合

(新設)

② 輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出した場合

(3)～(6) (略)

3 (略)

VIII その他

(1) 書類の提出窓口

それぞれの包括許可の規定に定められている申請以外の書類の提出窓口は以下のとおりとする。

(イ)～(チ) (略)

(リ) 特別一般包括許可の条件に従い、輸出令別表第1の3の項（2）7若しくは9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」若しくは「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合又は輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合、その輸出に対して事前に必要となる届出：安全保障貿易審査課

- ④ 輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合
- ⑤ 輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合
- ⑥ 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム(輸出令別表第1の2の項(1)2)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)の使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。)のうち、「り地域」に提供する場合
- ⑦ 外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するもの使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を提供地とする場合

(又) (略)

(2)～(5) (略)

(別表1)・(別表2) (略)

(別表3)

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) (略)	1) (略) 2) 次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 ① <u>輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品であって、自動車用エアバックガス発生器又は自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いられる</u>

(又) (略)

(2)～(5) (略)

(別表1)・(別表2) (略)

(別表3)

特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可の条件	許可条件の適用
(1) (略) (2) (略)	1) (略) 2) 次に掲げる場合は、ストック販売を行わないものに限ること。 (新設)

	<p><u>もの（次のいずれかに該当するものに限る。）を「と地域②」に輸出する場合</u></p> <p>イ <u>申請者が株式の過半数を有する者を需要者とするもの</u></p> <p>ロ <u>需要者の株式の所有状況等について、①と実質的に同等と特に認められる者を需要者とするもの</u></p> <p>② <u>輸出令別表第1の2の項（1）2）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）のうち、「り地域」に輸出する場合</u></p> <p>③ <u>輸出令別表第1の2の項（3）3に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合</u></p> <p>④ <u>輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合</u></p> <p>⑤ <u>輸出令別表第1の3の2項</u></p>		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>① <u>輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合</u> (新設)</p>
--	---	--	---

(2) 4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出する場合

⑥ 輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合

⑦ 外為令別表の2の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム（輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合

⑧ 外為令別表の4の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するもの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の

② 輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出する場合
(新設)

(新設)

<p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる輸出又は技術の提供については、当該輸出又は技術の提供に先立ち、需要者又は利用する者から提出書類通達様式2の誓約書を取得すること。</p> <p>① <u>輸出令別表第1の2の項(2)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)</u>のうち、「<u>り地域</u>」を仕向地とする場合</p> <p>② <u>輸出令別表第1の2の項(3)3に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するものうち、「ろ地域(ち地域を除く。)</u>」を仕向地とする場合</p> <p>③ <u>輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)</u>のうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする場合</p> <p>④ <u>輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するもの</u></p>	<p><u>製造工程に用いられるものに限る。)</u>のうち、「<u>へ地域(ち地域を除く。)</u>」を提供地とする場合</p> <p>3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>(4) 次に掲げる輸出については、当該輸出に先立ち、需要者から提出書類通達様式2の誓約書を取得すること。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>① <u>輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)</u>のうち、「<u>は地域②(ち地域を除く。)</u>」又は「<u>に地域②(ち地域を除く。)</u>」を仕向地とする場合</p> <p>(新設)</p>	<p>3) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
--	---	--	-------------------------------------

うち、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合

⑤ 輸出令別表第1の4の項

(8)に掲げる貨物のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合

⑥ 外為令別表の2の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム（輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供する場合

⑦ 外為令別表の4の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とする場合

(5) (略)

(6) 特別一般包括輸出許可に係る輸出であって、輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物につい

報告するときは様式第23により行うものとする。

② 輸出令別表第1の4の項

(8)に掲げる貨物のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を仕向地とする場合

(新設)

(新設)

(5) (略)

(6) 特別一般包括輸出許可に係る輸出であって、次に掲げる貨物について、1月から6月までの実績を

(新設)

て、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。

(削除)

(削除)

(削除)

(7) 次に掲げる輸出又は技術の提供について、(14)の届出を行った者は、1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出又は技術の提供の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。

① 輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)のうち、「り地域」に輸出するもの

② 輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するもののうち、「ろ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの

(削除)

(削除)

(削除)

1) 報告するときは様式第18により行うものとする。

2) 報告するときは様式第18の2により行うものとする。

7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。また、貨物の輸出の状況について、経済産業省から求めがあった場合は速やかに報告すること。

① (略)

② (略)

③ (略)

(新設)

1) 報告するときは様式第23により行うものとする。

2) (略)

3) (略)

(新設)

- ③ 輸出令別表第1の3の項
(2) 7又は9に掲げる貨物
(貨物等省令第1条第38号又
は第40号に該当するものを除
く。)のうち、「は地域②(ち地
域を除く。)」又は「に地域②
(ち地域を除く。)」を仕向地と
する半導体製造に用いられる装
置に組み込まれるものその他の
半導体製造工程に用いられるも
の
- ④ 輸出令別表第1の3の2項
(2) 4に掲げる貨物であっ
て、貨物等省令第2条の2第2
項第4号の2に該当するもの
うち、「は地域②(ち地域を除
く。)」又は「に地域②(ち地
域を除く。)」を仕向地とする半導
体製造に用いられる装置に組み
込まれるものその他の半導体製
造工程に用いられるものであっ
て、半導体を製造する者を需要
者とするもの
- ⑤ 輸出令別表第1の4の項
(8)に掲げる貨物のうち、「へ
地域(ち地域を除く。)」を仕向
地とする高分子材料の製造工程
に用いられるもの
- ⑥ 外為令別表の2の項(2)に
掲げる技術であって、貨物等省
令第15条第2項に該当するプ
ログラム(輸出令別表第1の2
の項(12)1に掲げる貨物で
あって、貨物等省令第1条14
号に該当するもの(移設検知装
置を搭載したものに限る。)の使
用に係るプログラム(ソースコ

3) 報告するときは様式第18の3に
より行うものとする。

4) 報告するときは様式第18の4に
より行うものとする。

5) 報告するときは様式第18の5に
より行うものとする。

6) 報告するときは様式第18により
行うものとする。

ードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供するもの

⑦ 外為令別表の4の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とするもの

(8) ～ (13) (略)

(14) 次に掲げる輸出又は技術の提供については、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

① 輸出令別表第1の2の項（1）2）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）を、「り地域」に輸出する場合

② 輸出令別表第1の2の項（3）3）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「ろ地域（ち地域を除く。）」に輸出

7) 報告するときは様式第18の5により行うものとする。

(略)

1) 届出は、様式第14によるものとする。

2) 届出は、様式第14の2によるものとする。

(7) ～ (12) (略)

(13) 次に掲げる輸出については、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

(新設)

(新設)

(略)

(新設)

(新設)

する場合

- ③ 輸出令別表第1の3の項
(2) 7又は9に掲げる貨物
(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合
- ④ 輸出令別表第1の3の2項
(2) 4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合
- ⑤ 輸出令別表第1の4の項
(8)に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合
- ⑥ 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム(輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの(移設検知装

3) 届出は、様式第14の3によるものとする。

4) 届出は、様式第14の4によるものとする。

5) 届出は、様式第14の5によるものとする。

6) 届出は、様式第14によるものとする。

- ① 輸出令別表第1の3の項
(2) 7又は9に掲げる貨物
(輸出令別表第1の3の項
(2) 7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合
(新設)

- ② 輸出令別表第1の4の項
(8)に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを「へ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合
(新設)

1) 届出は、様式第14によるものとする。

(新設)

2) 届出は、様式第14の2によるものとする。

(新設)

<p><u>置を搭載したものに限る。)の使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。)のうち、「り地域」に提供する場合</u></p> <p><u>⑦ 外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するもの)の使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を提供地とする場合</u></p> <p><u>(15)～(19) (略)</u></p>	<p><u>7)届出は、様式第14の5によるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>(別表4)</p>		<p>(別表4)</p>	

特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用	特別一般包括役務取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>1) (略)</p> <p>2) 次に掲げる場合は、<u>ストック販売を行わないものに限ること。</u></p> <p><u>① 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム(輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)の使用に係るプログラム(ソースコ</u></p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別一般包括役務取引許可に基づき技術の提供を行う際は、当該提供される技術の用途及び利用する者について、あらかじめ定められた手続きに従って確認を行い、当該技術の提供が特別一般包括役務取引許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。</p>	<p>1) (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 次に掲げる場合は、当該技術の提供に先立ち、利用する者から提出書類通達様式2の誓約書を取得すること。</u></p> <p><u>① 外為令別表の2の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム(輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)の使用に係るプログラム(ソース</u></p>	<p><u>ードが提供されるものを除く。)のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。)のうち、「り地域」に提供する場合</u></p> <p><u>② 外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するものの使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)のうち、「へ地域(ち地域を除く。)」を提供地とする場合</u></p> <p>3) 返送に係る技術の提供を行うにあたっては、返送のための技術であること(用途)、提供元と同一の者に返送すること(利用する者)及び返送に係る技術の提供の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。</p> <p>(略)</p> <p><u>誓約書の記載については、提出書類通達別記1(カ)及び別記2に従い記載すること。その他の注意事項は以下のとおり。</u></p> <p><u>① 貨物等の説明(同様式2第2節(a)の欄及び契約番号/契約のサイン日(同様式2第2節(c)の欄は輸出者と包括的な契約等があれば、その契約書等に記載されている貨物等及び契約番号を記載すること。該当する契約等がない場合には、貨物等の説明(同様式2第2節(a)の欄に、予定するまたは想定</u></p>	<p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>2) 返送に係る技術の提供を行うにあたっては、返送のための技術であること(用途)、提供元と同一の者に返送すること(利用する者)及び返送に係る技術の提供の条件に適合していることの確認をあらかじめ定められた手続きに従って行うこと。</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
--	---	----------------------------	---

掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム（輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供するもの

② 外為令別表の4の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とするもの

（10）次に掲げる技術の提供については、事前に経済産業大臣に届け出ることが必要とされる。

① 外為令別表の2の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第2項に該当するプログラム（輸出令別表第1の2の項（12）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）の使用に係るプログラム（ソース

行うものとする。

2) 報告するときは様式第18の5により行うものとする。

1) 届出は、様式第14によるものとする

(新設)

(新設)

<p><u>コードが提供されるものを除く。）のうち、当該貨物と同時に提供するものに限る。）のうち、「り地域」に提供するもの</u></p> <p>② <u>外為令別表の4の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するものの使用に係るプログラム（ソースコードが提供されるものを除く。）のうち、高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。）のうち、「へ地域（ち地域を除く。）」を提供地とするもの</u></p> <p><u>(11) ~ (17) (略)</u></p>	<p><u>2) 届出は、様式第14の5によるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(7) ~ (13) (略)</u></p>	<p>(略)</p>
--	--	------------------------------	------------

(別表5) ~ (別表6) (略)

(別表5) ~ (別表6) (略)

(別表7)

(別表7)

特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用	特別返品等包括輸出・役務取引許可の条件	許可条件の適用
<p>(1) <u>本許可は、次のいずれかに該当する場合に限り、適用することができる。</u></p> <p>① <u>輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地（本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限り、輸出令別表第3の2又は別表第4に掲げる地域を経由する場合を除く。）として、本邦において使用するために輸入された輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみの貨物の輸出</u></p>		<p>(1) <u>輸出管理内部規程のうち外為法等遵守事項を確実に実施すること。</u></p>	

② 輸出令別表第3に掲げる地域において提供する技術であって、本邦において使用するために提供された外為令別表1の中欄に掲げる技術の不具合による返品、修理若しくは異品のためのみに提供するもの

(2) 本許可に基づき輸出又は技術の提供を行う際は、当該輸出される貨物の用途及び需要者又は提供される技術の用途及び利用する者について、統括責任者及び該非確認責任者の指示に従い、本許可の範囲又は条件に適合していることを確認すること。

(3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に基づき輸出をした貨物又は提供した技術であって、修理等の後に、本邦に積み戻すべきもの又は回収を行うべきものについては、本邦に確実に積み戻し又は回収を行うこと。

(4) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に係る貨物の輸出又は技術の提供の1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。

(5) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に基づき物の輸出又は技術の提供を行った際の資料を、輸出又は提供時から少なくとも7年間保存すること（ただし、輸出令別表第1の1の項の(5)、(6)、(10)～(12)に掲げる貨物の輸出又は外為令別表のうち、当該貨物の設計、製造又は使用に係る技術の提供の場合は5年

報告するときは、様式第20によるものとする。

輸出又は技術提供の実績を証する書類として、「修理依頼書（クレームノート）」、「修理承諾書（クレーム承諾書）」及び「輸入時のインボイス等」については必ず保存する。（各書類については、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け平成

(新設)

(2) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に基づき輸出をした貨物又は提供した技術であって、修理等の後に、本邦に積み戻すべきもの又は回収を行うべきものについては、本邦に確実に積み戻し又は回収を行うこと。

(3) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に係る貨物の輸出又は技術の提供の1月から6月までの実績を7月末日までに、また7月から12月までの実績を翌年1月末日までに経済産業大臣に報告すること。

(4) 特別返品等包括輸出・役務取引許可に基づき物の輸出又は技術の提供を行った際の資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出又は提供時から少なくとも7年間保存すること（ただし、輸出令別表第1の1の項の(5)、(6)、(10)～(12)に掲げる貨物の輸出又は外為令別表のうち、当該貨物の設計、製造又は使用

報告するときは、様式第20によるものとする。

1) 輸出又は技術提供の実績を証する書類として、「修理依頼書（クレームノート）」、「修理承諾書（クレーム承諾書）」及び「輸入時のインボイス等」については必ず保存する。（各書類については、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成

<p>間保存すること)。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(6) 特別返品等包括輸出・役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(7) 法令若しくは許可の条件に違反</p>	<p>24・03・23 貿局第1号・輸出注意事項 24 第 18 号) の別記1の (ソ)、(タ) 及び (チ) に準ずる。)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>に係る技術の提供の場合は5年間保存すること)。</p> <p>(5) <u>特別返品等包括輸出許可の有効期間内において、毎年7月1日から31日までの間に、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを経済産業大臣に提出すること。</u></p> <p>(6) <u>輸出管理内部規程の内容のうち、外為法等遵守事項に関連する部分に変更が生じたときは、1か月以内に経済産業大臣に報告すること。</u></p> <p>(7) 特別返品等包括輸出・役務取引許可の範囲は、許可後においても法令及び包括許可取扱要領の改正に伴い変更されることがある。</p> <p>(8) <u>法令若しくは許可の条件に違反</u></p>	<p>24 年 4 月 2 日付け平成 24・03・23 貿局第1号・輸出注意事項 24 第 18 号) の別記1の (ソ)、(タ) 及び (チ) に準ずる。)</p> <p>2) <u>その地の資料は、輸出管理内部規程に基づき保存する。</u></p> <p>1) <u>輸出者等概要・自己管理チェックリストの様式は、輸出管理内部規程の届出等について (平成17・02・23 貿局第6号輸出注意事項17第9号) の様式3に定めるものとする。</u></p> <p>2) <u>直近とは、輸出者等概要・自己管理チェックリストの各項目に定める期間とする。</u></p> <p>3) <u>初めて包括許可を申請したものであって、その申請が5月1日から7月31日までに行われたものであるときは、輸出者等概要・自己管理チェックリストに直近の取組状況を記載したものを同年に 限り重ねて提出することを必要としない。</u></p> <p>4) <u>2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</u></p> <p>1) <u>報告するときは、輸出管理内部規程の届出等について (平成17・02・23 貿局第6号輸出注意事項 17第9号) の様式4によるものとする。</u></p> <p>2) <u>2以上の包括許可を保有する者にあつては、保有する包括許可の数にかかわらず1通の提出のみとする。</u></p>
--	---	---	---

したとき、包括許可取扱要領Ⅳの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式5）の提出により、2（1）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

(別表8)～(別表9) (略)
(別表10)

Ⅲ5(5)の①a並びに②a)のただし書きの貨物及び技術

- ・輸出令別表第1の7の項(16)、(17)、(17の2)又は(19)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第6条第17号へ(2)若しくは(3)、第17号の3イからハまで、第17号の4又は第19号イ若しくはホのいずれかに該当するもの
- ・外為令別表の7の項(2)に掲げる技術(貨物等省令第6条第17号へ(2)又は(3)のいずれかに該当するものに限る。)

[別表A]

[1の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表 第1項番 (略)			
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、 <u>産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品であつて、自動車用エアバックガス発生器又は自動車用シートベルト引っ張り固定器に用いられるもの(次のいずれかに該当するものに限る。)</u>			
① <u>申請者が株式の過半数を有する者を需要者とするもの</u>			
② <u>需要者の株式の所有状況等について、①と実質的</u>			
	特別一般 特定	特別一般 特定	—

したとき、包括許可取扱要領Ⅳの2若しくは3の要件を満たさなくなったとき又は国際的な平和及び安全の持の観点から必要があると認められるときは、本許可が取り消されることがある。ただし、「輸出管理内部規程の届出等について」（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）に定める輸出管理内部規程の取下げ届（様式5）の提出により、2（1）の要件を満たさなくなったときは、当該許可は失効するものとし、特別返品等包括許可を受けた者は、直ちに原許可証を返却しなければならない。

(別表8)～(別表9) (略)
(新設)

[別表A]

[1の項]

仕向地	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表 第1項番 (略)			

<u>に同等と特に認められる者を需要者とするもの</u>			
<u>輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品であって、自動車用エアバックガス発生器又は自動車用シートベルト引っぱり固定器に用いられるもの(上記を除くもの)</u>	特別一般 特定	—	—
<u>輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品であって、上記を除くもの</u>	特定	—	—
(略)			

[2の項]

仕向地	い地域①	い地域②	ろ地域(ち地域及びり地域を除く。)	ち地域	り地域
輸出令別表第1項番					
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号ロに該当するものを除く。)に該当するもの	—	—	—	—	—
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するものうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のもの(原子炉用ものを除く。)	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	特別一般
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(原子炉用ものを除く。)	特定	特定	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	—	—	—	—	—

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
輸出令別表第1の1の項(3)に掲げる貨物のうち、産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品	特定	—	—
(略)			

[2の項]

仕向地	い地域①	い地域②	ろ地域(ち地域を除く。)	ち地域	(新設)
輸出令別表第1項番					
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号ロに該当するものを除く。)に該当するもの	—	—	—	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するものうち、輸出申告の際の重水素の原子質量の総量が20キログラム未満のもの(原子炉用ものを除く。)	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(原子炉用ものを除く。)	特定	特定	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	—	—	—	—	(新設)

輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第9号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>

輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号ロに該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第9号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	(新 設)

輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>	輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第11号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
<u>輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)</u>	<u>特別 一般 一般</u>	<u>特別 一般</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>	<u>特別 一般 特定</u>	(新設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第14号又は第17号に該当するもの <u>うち、上記を除くもの</u>	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>—</u>	輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第14号又は第17号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第18号又は第19号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>	輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第18号又は第19号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>	輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第11条第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別	特定	—	<u>特定</u>	輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第21号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>	輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物であつて、貨物等省令第1条第21号に該当するもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であつて、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>	輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であつて、貨物等省令第14条第1号に該当するもの	—	—	—	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であつて、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別 一般 一般	特別	特定	—	<u>特定</u>	輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であつて、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するもの	特別 一般 一般	特別	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>	輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であつて、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)

輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第1条第38号イに該当するものうち、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの</u> 、 <u>その他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの</u>	特別一般一般	特別一般	特別一般特定	—	特別一般特定
輸出令別表第1の2の項(18)から(38)までに掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第1条第23号から第43号までのいずれかに該当するものうち、上記を除くもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第8号イに該当するもの</u>	特別一般一般	特定	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、 <u>上記を除くもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第1条第45号～第62号までのいずれかに該当するもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—	特定

[3の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く。)	に地域② (ち地域を除く。)	ち地域
	(略)					

[3の2項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く。)	に地域② (ち地域を除く。)	ち地域
	(略)					
輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものうち、半導体製造に用いられる</u>	特別一般一般	特別一般	特別一般特定	特別一般特定	—	

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
輸出令別表第1の2の項(18)～(38)までに掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第1条第23号～第43号までのいずれかに該当するもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホ、第4号又は第8号イに該当するもの</u>	特別一般一般	特定	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、 <u>上記を除くもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(40)～(52)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第1条第45号～第62号までのいずれかに該当するもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)

[3の項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域
	(略)					

[3の2項]

輸出令別表第1項番	仕向地	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を除く)	に地域② (ち地域を除く)	ち地域
	(略)					
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするもの					
輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項に該当するものうち、 <u>上記を除くもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—

[4の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域(ち地域を除く。)	ち地域
(略)				

[5の項] (略)

[6の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の6の項(1)から(10)までに掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第5条第1号から第12号までのいずれかに該当するもの</u>	特別一般一般	特別一般	—

[7の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②(と地域③を除く。)	と地域③	ち地域
輸出令別表第1の7の項(1)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第1号カ又はヨに該当するもの</u>	特別一般一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)から(14)までに掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第1号(カ及びヨを除く。)</u> 又は第3号から第15号までのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—

輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項に該当するもの	特別一般一般	特別一般	特定	特定	—

[4の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	ほ地域	へ地域(ち地域を除く。)	ち地域
(略)				

[5の項] (略)

[6の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	ち地域
輸出令別表第1の6の項(1)～(9)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第5条第1号～第11号までのいずれかに該当するもの</u>	特別一般一般	特別一般	—

[7の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②(と地域③を除く。)	と地域③	ち地域
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
輸出令別表第1の7の項(1)又は(3)から(14)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第1号(カを除く。)</u> 又は第3号から第15号までのいずれかに該当するもの	特別一般一般	特別一般	特別一般	—

の				
(略)				
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの(上記を除き、 <u>窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。</u>)	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第2号ヨに該当するもの(上記を除く。)</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>
(略)				
輸出令別表第1の7の項(15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
輸出令別表第1の7の項(15の3)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第16号の3に該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第17号へ(2)から(4)まで又はルからシまで又は第17号の2のいずれかに該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第17号イ、ロ、ホ、へ(1)、又はの</u> いずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
輸出令別表第1の7の項(17)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第17号の3に該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>
(削る)				

(略)				
輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第2号に該当するもの(上記を除き、 <u>窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。</u>)	特別一般 一般	特定	特定	—
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				
輸出令別表第1の7の項(15の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第16号の2に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
輸出令別表第1の7の項(16)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第17号イ、ロ、ホ、へ(1)から(3)まで又はの</u> いずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
輸出令別表第1の7の項(1)、(16)又は(17)に掲げる貨物であって、 <u>貨物等省令第6条第一号カ、第17号へ(4)若しくはルからフまで、第17号の2又は第17号の4のいずれかに該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>

輸出令別表第1の7の項(17の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号の4に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の7の項(19)から(21)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号(イ及びホを除く)から第21号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第19号イ又はホのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、次に掲げるもの イ 貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウム、 <u>三酸化二ガリウム</u> 又は <u>ダイヤモンド</u> を用いた基板に限る。) ロ 貨物等省令第6条第22号から第24号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウム、 <u>三酸化二ガリウム</u> 又は <u>ダイヤモンド</u> を用いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の7の項(18)、(24)又は(25)に掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第18号の2、第25号又は第26号のいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—
(略)				

[8の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域② (と地域③ を除く)	と地域③	ち地域
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	特別一般 一般	特定	特定	—
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物	特別一般	特定	特定	—

輸出令別表第1の7の項(17)、(17の2)又は(19)から(21)までに掲げる貨物であって、貨物等省令第6条第17号ト、チ若しくはリ、第17号の3又は第19号から第21号までのいずれかに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特別一般	—
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
輸出令別表第1の7の項(18)、(22)又は(23)に掲げる貨物であって、次に掲げるもの イ 貨物等省令第6条第18号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。) ロ 貨物等省令第6条第22号から第24号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	特定	—
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)				

[8の項]

仕向地 輸出令別表第1項番	い地域①	と地域②	(新設)	ち地域
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第1号ロに該当するもの	特別一般 一般	特定	(新設)	—
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物	特別一般	特定	(新設)	—

であって、貨物等省令第7第3号ロ若しくはハ又は第6号に該当するもの	一般			
<u>輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第7号に該当するもの</u>	<u>特別一般</u> <u>一般</u>	<u>特別一般</u>	<u>特定</u>	<u>—</u>
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	<u>特別一般</u>	—

[9の項] ~ [15の項] (略)

[別表B]

[1の項] (略)

[2の項]

提供地	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域及び り地域を除く。)	ち地域	り地域
外為令別表 項番					
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの					
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号ロに該当するものを除く。)に該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号ロに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>

であって、貨物等省令第7第3号ロ若しくはハ又は第6号に該当するもの	一般			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般 一般	特別一般	(新設)	—

[9の項] ~ [15の項] (略)

[別表B]

[1の項] (略)

[2の項]

提供地	い地域①	い地域②	ろ地域 (ち地域を除く。)	ち地域	(新設)
外為令別表 項番					
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの					
輸出令別表第1の2の項(1)、(2)、(4)又は(5)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第1号、第2号、第4号又は第5号(第4号ロに該当するものを除く。)に該当するもの	—	—	—	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(4)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第4号ロに該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、核燃料物質の成型加工用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	—	—	—	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(6)に掲げる貨物のうち、リチウムの同位元素の分離用の装置であって、貨物等省令第1条第6号に該当するもの	特別一般 一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(7)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第7号に該当するもの	—	—	—	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第8号イに該当するもの	—	—	—	—	(新設)

輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	<u>—</u>
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第2号ロ(二)若しくは(三)若しくはニ、第3号、第5号又は第18条第1項第1号イ若しくはロに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号(貨物等省令第24条第1項第1号に該当する技術に限る。)に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に	—	—	—	—	<u>—</u>

輸出令別表第1の2の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(9)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号イに該当するもの	—	—	—	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(10)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(10の2)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第10号の2又は第10号の3に該当するもの	—	—	—	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(11)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第5条第2号ロ(二)若しくは(三)若しくはニ、第3号、第5号又は第18条第1項第1号イ若しくはロに該当するもの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第18条第1項第1号又は第3号に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(12)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(13)又は(14)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、貨物等省令第11条第6号(貨物等省令第24条第1項第1号に該当する技術に限る。)に該当するもの	特別一般一般	特定	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(15)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(16)に掲げる貨物	特別一般一般	特別一般	特定	—	(新設)
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第14条第1号に	—	—	—	—	(新設)

該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項第2号に該当するもの					
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号、第2項第2号又は第7項に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(18)～(30)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号イ、ハ又はニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(32)～(38)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホのいずれか、第4号又は第8号イに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
輸出令別表第1の2の項(40)～(62)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬、標準物質、	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	<u>特定</u>

該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、貨物等省令第27条第1項第1号又は第6項第2号に該当するもの					
輸出令別表第1の2の項(17)2に掲げる貨物であって、貨物等省令第4条第2号又は第15号ハ若しくはニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第17条第1項第2号、第2項第2号又は第7項に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(17)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(18)～(30)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第10号イ、ハ又はニに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号又は第6号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(31)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(32)～(38)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、貨物等省令第9条第3号イ、ロ若しくはホのいずれか、第4号又は第8号イに該当するものの設計、製造又は使用に係る技術のうち、貨物等省令第22条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第2号に該当するもの	特別 一般 一般	特定	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(39)に掲げる貨物であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
輸出令別表第1の2の項(40)～(62)に掲げる貨物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)
外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第15条第1項第1号に該当するもの(輸出令別表第1の2の項(3)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの(試薬、標準物	特別 一般 一般	特別 一般	特定	—	(新 設)

医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるものに限る。）の使用に係る技術に限る。）					
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものうち、上記を除くもの					
輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの	-	-	-	-	-
外為令別表の2の項（2）に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の使用に係るもの（プログラムに限り、次に掲げる貨物と同時に提供する場合に限る。）					
輸出令別表第1の2の項（1）2）1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの（移設検知装置を搭載したものに限る。）	特別 一般 一般	特別 一般	特定	-	特別 一般 特定
外為令別表の2の項（2）に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別 一般 一般	特別 一般	特定	-	-

[3の項]

提供地					
外為令別表 項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く。)	に地域② (ち地域を 除く。)	ち地域
(略)					

[3の2項]

提供地					
外為令別表 項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く。)	に地域② (ち地域を 除く。)	ち地域
(略)					

[4の項]

質、医薬品の開発のために用いられる評価用の化合物（治験薬を含む。）又は医薬品として使用されるものに限る。）の使用に係る技術に限る。）					
外為令別表の2の項（1）に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものうち、上記を除くもの					
輸出令別表第1の2の項（3）に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第3号に該当するもの	-	-	-	-	(新設)
(新設)					
(新設)					
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
外為令別表の2の項（2）に掲げる技術	特別 一般 一般	特別 一般	特定	-	(新設)

[3の項]

提供地					
外為令別表 項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く)	に地域② (ち地域を 除く)	ち地域
(略)					

[3の2項]

提供地					
外為令別表 項番	い地域①	は地域①	は地域② (ち地域を 除く)	に地域② (ち地域を 除く)	ち地域
(略)					

[4の項]

外為令別表 項番	提供地	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除く。)	ち地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの					
(略)					
輸出令別表第1の4の項(5)から(7)までに掲げる貨物		特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、貨物等省令第3条9号の2に該当するもののうち、高分子材料の製造工程に用いられるもの(貨物等省令第16条第1項第8号に該当するプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)に限る。)		特別一般 一般	特別一般	特別一般 特定	—
輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、上記を除くもの		特別一般 一般	特別一般	特定	—
輸出令別表第1の4の項(9)から(12)までに掲げる貨物		特別一般 一般	特別一般	特定	—
(略)					

[5の項] (略)

[6の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
(略)				
外為令別表の6の項(2)から(6)までに掲げる技術		特別一般 一般	特別一般	—

[7の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域② (と地域③を 除く。)	と地域③	ち地域
(略)					
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製造に					

外為令別表 項番	提供地	い地域①	ほ地域	へ地域 (ち地 域を除く。)	ち地域
外為令別表の4の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの					
(略)					
輸出令別表第1の4の項(5)～(12)に掲げる貨物		特別一般 一般	特別一般	特定	—
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)					

[5の項] (略)

[6の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	ち地域
(略)				
外為令別表の6の項(2)～(5)に掲げる技術		特別一般 一般	特別一般	—

[7の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域② (と地域③を 除く。)	と地域③	ち地域
(略)					
外為令別表の7の項(1)に掲げる技術であって、次に掲げる貨物の設計又は製					

係るもの				
輸出令別表第1の7の項(1)、 <u>(2)、(15の3)、(16)、 (17)、(17の2)、(18)、 (19)、(24)又は(25)に掲 げる貨物であって、貨物等省令第6条 第1号カ若しくはヨ、同号イからワま で(貨物等省令第19条第3項第8号 に規定する技術に該当するものに限 る。)、第2号ヨ、第16号の3、第 17号へ(2)から(4)まで若しく はルからシまで、第17号の2、第1 7号の3、第17号の4、第18号の 2、第19号イ若しくはホ、第25号 又は第26号のいずれかに該当するも の</u>	特定	特定	特定	—
輸出令別表第1の7の項(2)、(1 8)、(22)又は(23)に掲げる 貨物であって、次に掲げるもの(上記 を除く。) イ 貨物等省令第6条第2号に該当す るもの(窒化ガリウム、 <u>三酸化二ガ リウム若しくはダイヤモンドを用い た基板又は窒化ガリウム、三酸化二 ガリウム若しくはダイヤモンドのエ ピタキシャル層を有する基板を使用 したものに限る。)</u> ロ 貨物等省令第6条第18号又は第 22号から第24号までのいずれか に該当するもの(窒化ガリウム、 <u>三 酸化二ガリウム若しくはダイヤモンド を用いた基板に限る。)</u>	特別一般 一般	特定	特定	—
(略)				
外為令別表の7の項(2)から(5)に掲 げる技術であって、次に掲げるもの				
外為令別表の7の項(2)に掲げる技 術であって、貨物等省令第19条第2 項に該当するもの(輸出令別表第1の 7の項(16)に掲げる貨物のうち、 貨物等省令第6条第17号へ(2)か ら(4)又はルからシまでのいずれか に該当する貨物を使用するために設計 したプログラムに限る。)	特別一般 一般	特別一般	特定	—

造に係るもの				
輸出令別表第1の7の項(1)、 <u>(1 6)又は(17)に掲げる貨物であつ て、貨物等省令第6条第1号カ、第1 7号へ(4)若しくはルからフまで、 第17号の2又は第17号の4のい ずれかに該当するもの</u>	特定	特定	特定	—
輸出令別表第1の7の項(2)、(1 8)、(22)又は(23)に掲げる 貨物であって、次に掲げるもの イ 貨物等省令第6条第2号に該当す るもの(窒化ガリウムを用いた基板 又は窒化ガリウムのエピタキシャル 層を有する基板を使用したものに限 る。) ロ 貨物等省令第6条第18号又は第 22号から第24号までのいずれか に該当するもの(窒化ガリウムを用 いた基板に限る。)	特別一般 一般	特定	特定	—
(略)				
外為令別表の7の項(2)から(5)に 掲げる技術であって、次に掲げるもの				
外為令別表の7の項(2)に掲げる技 術であって、貨物等省令第19条第2 項に該当するもの(輸出令別表第1の 7の項(16)に掲げる貨物のうち、 貨物等省令第6条第17号へ(4)又 はルからフまでのいずれかに該当する 貨物を使用するために設計したプログ ラムに限る。)	特別一般 一般	特別一般	特定	—

外為令別表の7の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第3項第7号から第11号までのいずれかに該当するもの	特定	特定	特定	—
(略)				

[8の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域② (と地域③ を除く)	と地域③	ち地域
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するもののうち、貨物等省令第7条第3号ロ又はハのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)	特別一般 一般		特定	特定	—
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するもののうち、貨物等省令第7条第7号に該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)	特定	特定	特定	特定	—
外為令別表の8の項(1)の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当するもの	特定		特定	特定	—
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般		特別一般	特別一般	—
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当するもの	特別一般 一般		特定	特定	—
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般		特別一般	特別一般	—

[9の項] ~ [15の項] (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙(抜粋)

地域名	(略)	ち地域	り地域
国・地域名	(略)		
(略)	(略)	(略)	
インド	(略)		○

外為令別表の7の項(3)に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第3項第7号又は第8号に該当するもの	特定	特定	特定	—
(略)				

[8の項]

外為令別表項番	提供地	い地域①	と地域②	(新設)	ち地域
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当するもののうち、貨物等省令第7条第3号ロ又はハのいずれかに該当する貨物に係るもの(使用に必要な技術を除く。)	特別一般 一般		特定	(新設)	—
(新設)		(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
外為令別表の8の項(1)の中欄に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当するもの	特定		特定	(新設)	—
外為令別表の8の項(1)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般		特別一般	(新設)	—
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、貨物等省令第20条第2項第1号から第3号まで又は第5号のいずれかに該当するもの	特別一般 一般		特定	(新設)	—
外為令別表の8の項(2)に掲げる技術であって、上記を除くもの	特別一般 一般		特別一般	(新設)	—

[9の項] ~ [15の項] (略)

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)別表第1の別紙(注抜粋)

地域名	(略)	ち地域	(新設)
国・地域名	(略)		
(略)	(略)	(略)	
インド	(略)		(新設)

(略)	(略)	(略)	
シンガポール	(略)		○
(略)	(略)	(略)	
フィリピン	(略)		○
(略)	(略)	(略)	
マレーシア			○
(略)	(略)	(略)	

様式第1～様式第8 (略)

様式第9 <別添A-2>参照

様式第9の2 <別添B>参照

様式第10～様式第13 (略)

様式第14 <別添C>参照

様式第14の2 <別添D>参照

様式第14の3 <別添E-2>参照

様式第14の4 <別添F>参照

様式第14の5 <別添G-2>参照

様式第15～様式第17の2 (略)

様式第18 <別添H>参照

様式第18の2 <別添I>参照

様式第18の3 <別添J-2>参照

様式第18の4 <別添K>参照

様式第18の5 <別添L-2>参照

様式第19～様式第23 (略)

様式第24 <別添M>参照

(略)	(略)	(略)	
シンガポール	(略)		(新設)
(略)	(略)	(略)	
フィリピン	(略)		(新設)
(略)	(略)	(略)	
マレーシア	(略)		(新設)
(略)	(略)	(略)	

様式第1～様式第8 (略)

様式第9 <別添A-1>参照

(新設)

様式第10～様式第13 (略)

(新設)

(新設)

様式第14 <別添E-1>参照

(新設)

様式第14の2 <別添G-1>参照

様式第15～様式第17の2 (略)

(新設)

(新設)

様式第18 <別添J-1>参照

(新設)

様式第18の2 <別添L-1>参照

様式第19～様式第23 (略)

(新設)

様式第9

年 月 日

管理責任者変更届

経済産業大臣 殿

提出者名

氏名又は名称

及び代表者の氏名 _____

住 所 _____

電話番号 (担当) _____

下記のとおり、特別返品等包括輸出・役務取引許可に関する当社の管理責任者が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号

2. 変更が生じた日

3. 新旧管理責任者

(旧管理責任者)

(新管理責任者)

様式第9

年 月 日

統括責任者等変更届

経済産業大臣 殿

提出者名
氏名又は名称
及び代表者の氏名 _____
住 所 _____
電話番号 (担当) _____

下記のとおり、特別返品等包括輸出・役務取引許可に関する当社の体制が変更となりましたので届出ます。

記

1. 届出の対象となる許可番号

2. 変更が生じた日

3. 新旧統括責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者
(旧統括責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者)

(新管理責任者／該非確認責任者／特別返品等包括許可に関する責任者／担当者)

様式第9の2

年 月 日

輸出管理に関する社内体制明細書

申請者（氏名又は名称及び代表者の氏名）
（住所）
担当者（所属部署名）
（氏名）
（電話番号）

輸出管理に関する社内体制について、以下のとおり説明致します。

1. 輸出管理に関する社内規程（特別返品等包括許可に関する運用体制を示した組織図を含む）
2. 輸出管理に関する社内体制（統括責任者、該非確認責任者、特別返品等包括許可に関する管理責任者及び担当者を含む、取引審査、該非判定、監査等に関する手続きフロー図など）

※各項に記載した事項については、記載内容を確認できる書類を添付して下さい。

様式第14

番号： _____ 受付年月日： _____

特別一般包括許可に係る届出書

(輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)又は当該貨物の使用に係るプログラム(当該貨物と同時に提供するものに限る。)を、「リ地域」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。)

包括許可番号	
許可年月日	

[提出者]
社名及び代表者名：
住 所：
[担当者]
所属部署名、氏名：
電話番号(内線)：
メールアドレス：

下記の通り届け出ます。

記

番号	貨物名又は技術名	仕向地又は提供地	名称	所在地	貨物等の設置(使用)場所	需要等の概要	URL	届出企業の属性		
								買主又は取引の相手方	荷受人	需要者又は利用する者

枠内を記入してください。すでに届出が受理されている企業の記載は不要です。

※個別の取引における商流に限らず予定されている買主若しくは取引の相手方、荷受人又は需要者若しくは利用する者について記載してください。名称、所在地及び貨物等の設置(使用)場所は英語表記とし、貨物等の設置(使用)場所は需要者又は利用する者のみ記載してください。

ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業(需要者の場合を除く。)を届出する場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

※需要等の概要は、需要者ごとに貨物等の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

※名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

※届出企業の属性は、該当し得る属性の箇所すべてに○を記載してください。

※過去に届け出した買主若しくは取引の相手方、荷受人又は需要者若しくは利用する者を届出対象から除外する場合は、仕向地又は提供地、名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

※欄が不足する場合は行を追加してください。

様式第14の2

番号： _____ 受付年月日： _____

特別一般包括許可に係る届出書

(輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第1条第38号イに該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの
その他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「る地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)

包括許可番号	
許可年月日	

[提出者] 社名及び代表者名： 住 所： [担当者] 所属部署名、氏名： 電話番号(内線)： メールアドレス：

下記の通り届け出ます。

記

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地	需要等の概要	URL	届出企業の属性		
							買主	荷受人	需要者

枠内を記入してください。すでに届出が受理されている企業の記載は不要です。

※個別の取引における商流に限らず予定されている買主、荷受人又は需要者について記載してください。名称、所在地は英語表記としてください。

ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

※需要等の概要は、需要者ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

※名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

※届出企業の属性は、該当し得る属性の箇所すべてに○を記載してください。

※「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

※欄が不足する場合は行を追加してください。

※過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、仕向地、名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

様式第14

番 号		受付年月日	
-----	--	-------	--

特別一般包括許可に係る届出書

(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号、第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く)」又は「に地域②(ち地域を除く)」に輸出する場合に限る。)

1. 提出者 (社名及び代表者名) (住 所)	担当者 (氏名) (所属) (電話) (内線) (メールアドレス)
2. 包括許可番号 許可年月日	
3. 貨物名	4. 仕向地
5. 買主の名称、所在地	
6. 荷受人の名称、所在地	
7. 需要者の名称、所在地、貨物等の設置(使用)場所	
8. 需要等の概要(3. で記載した貨物の使用目的及び使用方法等)	

太枠内を記入してください。

※5. 買主、6. 荷受人、7. 需要者、8. 装置納入先の各欄には、個別の取引における商流に関係なく予定されている者を記載して下さい。なお、それぞれが複数の場合、別紙をご利用下さい。

※7. の需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造装置等を販売する場合は、当該装置の販売先(「装置納入先」という。)の名称、所在地を8. に記載してください。

※9. 需要等の概要は、需要者及び装置納入先ごとに具体的に記載してください。

※「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

(別紙) 買主、荷受人、需要者、装置納入先が複数の場合

5. 買主の名称・所在地

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地

6. 荷受人の名称・所在地

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地

7. 需要者の名称・所在地、9. 需要等の概要（貨物の使用目的及び使用方法）

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地	需要等の概要

8. 需要者の名称・所在地、9. 需要等の概要（貨物の使用目的及び使用方法）

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地	需要等の概要

様式第14の3

番号： _____ 受付年月日： _____

特別一般包括許可に係る届出書

(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)

包括許可番号	
許可年月日	

[提出者]
社名及び代表者名：
住 所：
[担当者]
所属部署名、氏名：
電話番号(内線)：
メールアドレス：

下記の通り届け出ます。

記

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地	需要等の概要	URL	届出企業の属性			
							買主	荷受人	需要者	装置納入先

枠内を記入してください。すでに届出が受理されている企業の記載は不要です。

※個別の取引における商流に限らず予定されている買主、荷受人、需要者又は装置納入先について記載してください。名称、所在地は英語表記としてください。

ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

※需要等の概要は、需要者及び装置納入先ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。あわせて、需要者及び装置納入先が半導体を製造する者か、半導体製造に用いられる装置を製造する者かを記載してください。

※名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

※届出企業の属性は、該当し得る属性の箇所すべてに○を記載してください。

※「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

※過去に届け出した買主、荷受人、需要者又は装置納入先を届出対象から除外する場合は、仕向地、名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。※欄が不足する場合は行を追加してください。

様式第14の4

番号： _____ 受付年月日： _____

特別一般包括許可に係る届出書

(輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものであって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの、その他の半導体製造工程に用いられるものを、半導体を製造する者を需要者として「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)

包括許可番号	
許可年月日	

[提出者]
社名及び代表者名：
住 所：
[担当者]
所属部署名、氏名：
電話番号(内線)：
メールアドレス：

下記の通り届け出ます。

記

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地	需要等の概要	URL	届出企業の属性		
							買主	荷受人	需要者

枠内を記入してください。すでに届出が受理されている企業の記載は不要です。

※個別の取引における商流に限らず予定されている買主、荷受人又は需要者について記載してください。名称、所在地は英語表記としてください。

ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業を届け出る場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

※需要等の概要は、需要者ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

※名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

※届出企業の属性は、該当し得る属性の箇所すべてに○を記載してください。

※「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは、半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

※過去に届け出した買主、荷受人又は需要者を届出対象から除外する場合は、仕向地、名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

※欄が不足する場合は行を追加してください。

様式第14の2

番 号		受付年月日	
-----	--	-------	--

特別一般包括許可に係る届出書
 (輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域(ち地域を除く。)」に輸出する場合に限る。)

1. 提出者 (社名及び代表者名) (住 所)	担当者 (氏名) (所属) (電話) (内線) (メールアドレス)
2. 包括許可番号 許可年月日	
3. 貨物名	4. 仕向地
5. 買主の名称、所在地	
6. 荷受人の名称、所在地	
7. 需要者の名称、所在地、貨物等の設置(使用)場所	
8. 需要等の概要 (<u>3. で記載した貨物の使用目的及び使用方法等</u>)	

太枠内を記入してください。

- ※5. 買主、6. 荷受人、7. 需要者の各欄には、個別の取引における商流に関係なく予定されている者を記載してください。なお、それぞれが複数の場合、別紙をご利用ください。
- ※8. 需要等の概要欄は、需要者ごとに具体的に記載してください。

(別紙) 買主、荷受人、需要者が複数の場合

5. 買主の名称・所在地

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地

6. 荷受人の名称・所在地

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地

7. 需要者の名称・所在地、貨物等の設置（使用）場所

8. 需要等の概要（貨物の使用目的及び使用方法等）

番号	貨物名	仕向地	名称	所在地	貨物等の設置（使用）場所	需要等の概要

様式第14の5

番号： _____ 受付年月日： _____

特別一般包括許可に係る届出書

(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラムであって、
高分子材料の製造工程に用いられるものを、「へ地域(ち地域を除く。)」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。)

包括許可番号	
許可年月日	

[提出者] 社名及び代表者名： 住 所： [担当者] 所属部署名、氏名： 電話番号(内線)： メールアドレス：

下記の通り届け出ます。

記

番号	貨物名又は技術名	仕向地又は提供地	名称	所在地	貨物等の設置(使用)場所	需要等の概要	URL	届出企業の属性		
								買主又は取引の相手方	荷受人	需要者又は利用する者

枠内を記入してください。すでに届出が受理されている企業の記載は不要です。

※個別の取引における商流に限らず予定されている買主若しくは取引の相手方、荷受人又は需要者若しくは利用する者について記載してください。名称、所在地及び貨物等の設置(使用)場所は英語表記とし、貨物等の設置(使用)場所は需要者又は利用する者のみ記載してください。

ただし、中国、台湾又は香港に所在する企業を届出する場合は、原則として、英語表記の名称に加え、中国語表記の名称も併記してください。

※需要等の概要は、需要者ごとに貨物等の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。

※名称の欄に記載した企業のHPが存在する場合はURLを記載してください。

※届出企業の属性は、該当し得る属性の箇所すべてに○を記載してください。

※過去に届け出した買主若しくは取引の相手方、荷受人又は需要者若しくは利用する者を届出対象から除外する場合は、仕向地又は提供地、名称、所在地の各欄に当該企業の情報を記載の上、需要等の概要の欄に届出対象から除外する旨を記載してください。

※欄が不足する場合は行を追加してください。

特別一般包括許可に係る実績報告書

(輸出令別表第1の2の項(12)1に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第14号に該当するもの(移設検知装置を搭載したものに限る。)又は

当該貨物の使用に係るプログラム(当該貨物と同時に提供するものに限る。)を、「り地域」に輸出又は技術の提供をする場合に限る。)

(報告の対象となる期間: 年 月~ 年 月)

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
社名及び代表者名
住所
担当者(所属部署名) 、(氏名)
電話番号 、(内線)
メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

番号	仕向地又は提供地	貨物名(型番・等級含む)又は技術名	メーカー名又は提供者名	数量単位	単価	総額	買主又は取引の相手方の名称	荷受人の名称	需要者又は利用する者の名称	需要者又は利用する者の所在地及び設置(使用)場所	需要等の概要	通関年月日	備考

- 注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- (2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。
- (3) 受付年月日は空欄としてください。
- (4) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。
報告の対象となる期間に報告の対象となる輸出実績又は提供実績がない場合は、表内に実績なしである旨を記載の上、本様式を提出してください。
- (5) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月にわたる場合は最初の輸出又は技術の提供を行った日を基準にまとめて報告してください。
その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。
- (6) 需要等の概要は、需要者又は利用する者ごとに貨物等の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。
- (7) 添付資料: 需要者又は利用する者から取得した最終用途誓約書の写し

特別一般包括許可に係る実績報告書

(輸出令別表第1の2の項(33)に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条第38号イに該当するものうち、「ろ地域(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするものに限る。)

(報告の対象となる期間: 年 月 ~ 年 月)

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 社名及び代表者名
 住所
 担当者(所属部署名) 、(氏名)
 電話番号 、(内線)
 メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

番号	仕向地	貨物名(型番・等級含む)	メーカー名	数量 単位	単価	総額	買主の名称	荷受人の名称	需要者の名称	需要者の所在地	需要等の概要	通関年月日	備考

- 注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- (2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。
- (3) 受付年月日は空欄としてください。
- (4) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。
 報告の対象となる期間に報告の対象となる輸出実績がない場合は、表内に実績なしである旨を記載の上、本様式を提出してください。
- (5) 同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。
 その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。
- (6) 需要等の概要は、需要者ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。
- (7) 「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。
 また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。
 なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。
- (8) 添付資料: 需要者から取得した最終用途誓約書の写し

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に係る実績報告書

（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物（輸出令別表第1の3の項（2）7又は9に掲げる貨物であって、貨物等省令第1条38号、第40号に該当するものを除く。）であって、半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの その他の半導体製造工程に用いられるものを、「は地域②（ち地域を除く。）」又は「に地域②（ち地域を除く。）」に輸出した場合に限る。）

（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 社名及び代表者名
 住所
 担当者(所属部署名) 、 (氏名)
 電話番号 、 (内線)
 メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

仕向地	貨物名（型番・等級含む）	メーカー名	数量 単位	単価	総額	輸出令別表 第1番号	買主の名称	荷受人の名称	需要者及び装置納 入先の名称	需要者及び装置納 入先の所在地	<u>需要等の概要（貨物 の使用目的及び使用 方法等）</u>	補修用、 新・増設 用の別	通関年月日

注（1）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。

（2）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。

（3）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

（4）同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

（5）需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造装置等を販売する場合は当該装置の販売先（「装置納入先」という。）の名称、所在地、概要を各欄に併記して下さい。

（6）「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。

また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置に薬液を供給する配管に取り付けられ、当該薬液の流量制御のために使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。

(7) 添付資料：需要者から取得した最終用途誓約書の写し

特別一般包括許可に係る実績報告書

(輸出令別表第1の3の項(2)7又は9に掲げる貨物(貨物等省令第1条第38号又は第40号に該当するものを除く。)のうち、
「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする
半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものに限る。)

(報告の対象となる期間: 年 月 ~ 年 月)

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 社名及び代表者名
 住所
 担当者(所属部署名) 、 (氏名)
 電話番号 、 (内線)
 メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

番号	仕向地	貨物名(型番・等級含む)	メーカー名	数量 単位	単価	総額	輸出令別表 第1番号	買主の名称	荷受人の名称	需要者及び装置 納入先の名称	需要者及び装置 納入先の所在地	需要等の概要	補修用、 新・増設 用の別	通関年月日	備考

- 注(1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- (2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。
- (3) 受付年月日は空欄としてください。
- (4) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。
報告の対象となる期間に報告の対象となる輸出実績がない場合は、表内に実績なしである旨を記載の上、本様式を提出してください。
- (5) 同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。
 その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。
- (6) 需要者が輸出貨物を組み込んだ半導体製造に用いられる装置を販売する場合は当該装置の販売先としての半導体を製造する者(「装置納入先」という。)の名称、所在地、概要を各欄に併記して下さい。
- (7) 需要等の概要は、需要者又は装置納入先ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。
- (8) 「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。
 また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。
- (9) 添付資料: 需要者から取得した最終用途誓約書の写し

様式第18の4

特別一般包括許可に係る実績報告書

(輸出令別表第1の3の2項(2)4に掲げる貨物であって、貨物等省令第2条の2第2項第4号の2に該当するものうち、「は地域②(ち地域を除く。)」又は「に地域②(ち地域を除く。)」を仕向地とする半導体製造に用いられる装置に組み込まれるものその他の半導体製造工程に用いられるものであって、半導体を製造する者を需要者とするものに限る。)

(報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月)

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 社名及び代表者名
 住所
 担当者(所属部署名) 、(氏名)
 電話番号 、(内線)
 メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

番号	仕向地	貨物名(型番・等級含む)	メーカー名	数量 単位	単価	総額	買主の名称	荷受人の名称	需要者の名称	需要等の概要	通関年月日	備考

- 注 (1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
- (2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。
- (3) 受付年月日は空欄としてください。
- (4) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。
 報告の対象となる期間に報告の対象となる輸出実績がない場合は、表内に実績なしである旨を記載の上、本様式を提出してください。
- (5) 同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。
 その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。
- (6) 需要等の概要は、需要者ごとに貨物の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。
- (7) 「半導体製造に用いられる装置に組み込まれるもの」とは半導体製造装置、半導体製造用の薬液供給装置、半導体製造用の超純水製造装置、露光装置等に組み込まれるものをいいます。
 また「半導体製造工程に用いられるもの」とは、例えば半導体製造に用いられる装置につながる配管など半導体製造に用いられる装置の外に取り付けられ、使用されるものをいいます。
 なお、半導体製造用の薬液の製造に用いられるものは当てはまりません。
- (8) 添付資料：需要者から取得した最終用途誓約書の写し

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に係る実績報告書

（報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月）

（輸出令別表第1の4の項（8）に掲げる貨物であって、高分子材料の製造工程に用いられるものを、
「へ地域（ち地域を除く。）」に輸出した場合に限る。）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 社名及び代表者名
 住所
 担当者(所属部署名) 、 (氏名)
 電話番号 、 (内線)
 メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

仕向地	貨物名（型番・等級含む）	メーカー名	数量 単位	単価	総額	買主の名称	荷受人の名称	需要者の名称	需要者の所在地及び設置（使用）場所	需要等の概要（貨物の使用 目的及び使用方法等）	通関年月日

注（1）本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。

（2）用紙の大きさは、A列3番（横書き）とします。

（3）対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。

（4）同一の契約に係る輸出が複数月にわたる場合は最初の輸出を行った日を基準にまとめて報告してください。

その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。

（5）添付資料：需要者から取得した最終用途誓約書の写し

特別一般包括許可に係る実績報告書

(輸出令別表第1の4の項(8)に掲げる貨物又は当該貨物の使用に係るプログラムのうち、
「へ地域(ち地域を除く。)」を仕向地又は提供地とする高分子材料の製造工程に用いられるものに限る。)

(報告の対象となる期間： 年 月～ 年 月)

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
 社名及び代表者名
 住所
 担当者(所属部署名) 、 (氏名)
 電話番号 、 (内線)
 メールアドレス

下記のとおり報告します。

記

番号	仕向地又は提供地	貨物名(型番・等級含む)又は技術名	メーカー名又は提供者名	数量 単位	単価	総額	買主又は取引の相手方の名称	荷受人の名称	需要者又は利用する者の名称	需要者又は利用する者の所在地及び設置(使用)場所	需要等の概要	通関年月日	備考

- 注 (1) 本様式に従って、提出者において、報告書を作成してください。
 (2) 用紙の大きさは、A列3番(横書き)とします。
 (3) 受付年月日は空欄としてください。
 (4) 対象期間に発生した報告事項を契約毎にすべて記載してください。
報告の対象となる期間に報告の対象となる輸出実績又は提供実績がない場合は、表内に実績なしである旨を記載の上、本様式を提出してください。
 (5) 同一の契約に係る輸出又は技術の提供が複数月にわたる場合は最初の輸出又は技術の提供を行った日を基準にまとめて報告してください。
 その場合、当該契約に関し、報告時点で実際に行われていない輸出又は技術の提供がある場合は、契約に基づく見込みを記載してください。
 (6) 需要等の概要は、需要者又は利用する者ごとに貨物等の使用目的及び使用方法等を具体的に記載してください。
 (7) 添付資料：需要者又は利用する者から取得した最終用途誓約書の

様式第24

年 月 日

特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可による取引実績

（期間： 年 月～ 年 月）

許可番号		受付年月日	
------	--	-------	--

経済産業大臣 殿

提出者
社名及び代表者名
住所
担当者(所属部署名) 、 (氏名)
電話番号 、 (内線)

記

1. 買主（提供先）の名称及び所在地

名称	
住所	

2. 荷受人の名称及び所在地

名称	
住所	

3. 需要者の名称及び所在地

名称	
住所	

4. 輸出（提供）の内容

No.	輸出令別表第1番号又は外為令別表番号	省令番号	貨物名（型番・等級含む）又はプログラム名			数量 （単位）	単価 （単位）	総額 （単位）	需要等の概要（貨物又は提供するプログラムの使用目的及び使用方法等）			通関又は提供年月日	
番号	仕向地又は提供地	貨物名（型番・等級含む）又は技術名	メーカー名又は提供者名	数量 単位	単価	総額	買主又は取引の相手方の名称	荷受人の名称	需要者又は利用者の名称	需要者又は利用者の所在地及び設置（使用）場所	需要等の概要	通関年月日	備考

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- 注（１）同一の買主、荷受人、需要者に係る取引実績を記載してください。
- （２）同一需要者向けであって、買主及び荷受人が異なる取引がある場合は、本資料を商流毎に作成して下さい。
- （３）許可申請日前１年以内の実績を記載してください。
- （４）通関又は提供年月日欄について、ストック販売の場合は取引年月日を記載してください。
- （５）用紙の大きさは、A列３番（横書き）とします。

「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第18号）

改正後	現行
<p>I. (略)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 注意事項</p> <p>(1) 最終用途誓約書について</p> <p>輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供にあたっては、輸入者等又は最終需要者（以下「需要者等」という。）から、1. (1)、(2) 又は (3) に従って最終用途誓約書（以下「誓約書」という。）を取得してください。上記の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて誓約書の取得が不要となることがあります。役務通達の1 (3) サに規定する特定取引に該当する場合は、誓約書の取得は必要ありません。また、上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて誓約書の取得が必要となることがあります。詳しくは1. (1)、(2) 又は (3) に従ってください。</p> <p><u>なお、次に掲げる場合は、原則、誓約書の添付は不要とします。</u></p> <p>① <u>本邦において使用するために輸入された貨物であって、次の(イ) 又は(ロ) のいずれかに該当する貨物（輸入の際の性質及び形状が変わっていないものに限る。）を本邦に輸出した外国（ち地域を除く。）を仕向地として輸出する場合</u></p> <p><u>(イ) 不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として輸出する貨物</u></p> <p><u>(ロ) 外為令別表の2から15の項の中欄に掲げる技術（輸出令別表第1の2から15の項の中欄に掲げる貨物を使用するために設計したプログラムに限る。）が内蔵された貨物であって、当該プログラムの不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として輸出する貨物</u></p>	<p>I. (略)</p> <p>II. 輸出許可申請、役務取引許可申請又は特定記録媒体等輸出等許可申請に係る添付書類等について</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 注意事項</p> <p>(1) 最終用途誓約書について</p> <p>輸出令別表第1の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる貨物の輸出又は外為令別表の2から4までの項若しくは15の項の中欄に掲げる技術の提供にあたっては、輸入者等又は最終需要者（以下「需要者等」という。）から、1. (1)、(2) 又は (3) に従って最終用途誓約書（以下「誓約書」という。）を取得してください。上記の項に係る貨物又は技術であっても、仕向地又は提供先国に応じて誓約書の取得が不要となることがあります。役務通達の1 (3) サに規定する特定取引に該当する場合は、誓約書の取得は必要ありません。また、上記以外の項に係る貨物又は技術についても、仕向地又は提供先国に応じて誓約書の取得が必要となることがあります。詳しくは1. (1)、(2) 又は (3) に従ってください。</p> <p>(新設)</p>

② 本邦において使用するために提供された技術であって、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当する技術（提供された際の機能及び特性が向上していないものに限る。）を本邦に提供した外国（ち地域を除く。）において提供することを目的とする取引を行う場合

（イ）不具合による返品、修理（当初の提供を受けた時の技術又は提供を受ける予定の技術よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術

（ロ）輸出令別表第1の2から15の項の中欄に掲げる貨物の不具合による返品、修理（当初の輸入時の貨物又は輸入予定の貨物よりも性能、特性等が向上しない場合に限る。）又は異品のためのみを目的として本邦から提供する技術

誓約書の記載要領等は次のとおりとします。

①・② (略)

(2)～(4) (略)

III. (略)

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの （イ）(略) （ロ）輸出令別表第1の7の項（2）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号に該当するもの（窒化ガリウム、 <u>三酸化ニガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化ニガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。</u> ） （ハ）輸出令別表第1の7の項（1）、 <u>（2）、（15の3）、（16）、（17）、（18）、（24）又は（25）</u> に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、 <u>第二号ヨ、第十六号の</u>	と地域 ①	A	経済産業局 （※1）

誓約書の記載要領等は次のとおりとします。

①・② (略)

(2)～(4) (略)

III. (略)

別表1 貨物、仕向地及び提出書類

貨物	仕向地	提出書類	申請窓口
(略)			
輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの （イ）(略) （ロ）輸出令別表第1の7の項（2）に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二号に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。） （ハ）輸出令別表第1の7の項（1）、 <u>（16）又は（17）</u> に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第一号カ、第十七号～（四）若しくはルからフまで、 <u>第十七号の二又は第十七号の四のいずれ</u>	と地域 ①	A	経済産業局 （※1）

<p><u>三、第十七号へ（四）若しくはルからシまで、第十七号の二若しくはロ、第十七号の三若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(ニ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第十八号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンド）を用いた基板に限る。</u>）に該当するもの</p> <p>(ホ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第二十二号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンド）を用いた基板に限る。</u>）又は第二十四号（窒化ガリウム、<u>三酸化二ガリウム又はダイヤモンド</u>を用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの</p> <p>(へ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第二十三号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンド）を用いた基板に限る。</u>）又は第二十四号（窒化ガリウム、<u>三酸化二ガリウム又はダイヤモンド</u>を用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの</p> <p>(ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ、第六号又は第七号のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(チ) (略)</p>				<p>かに該当するもの</p> <p>(ニ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第十八号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）</u>に該当するもの</p> <p>(ホ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第二十二号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）</u>又は第二十四号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの</p> <p>(へ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第二十三号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）</u>又は第二十四号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）のいずれかに該当するもの</p> <p>(ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は第六号のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(チ) (略)</p>			
<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第二号 に該当するもの（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンド）を用いた基板又は窒化ガリウ</u></p>	ち地域	C	本省	<p>輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物であって、次のいずれにも該当しないもの</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 輸出令別表第1の7の項(2)に掲げる貨物のうち、<u>貨物等省令第6条第二号 に該当するもの（窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用し</u></p>	ち地域	C	本省

<p>ム、<u>三酸化ニガリウム</u>若しくは<u>ダイヤモンド</u>のエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</p> <p>(ハ) 輸出令別表第1の7の項(1)、<u>(2)</u>、<u>(15の3)</u>から<u>(17)</u>まで、<u>(18)</u>、<u>(24)</u>又は<u>(25)</u>に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、<u>第二号ヨ</u>、<u>第十六号の三</u>、<u>第十七号へ</u>(四)若しくはルからシまで、<u>第十七号の二</u>若しくはロ、<u>第十七号の三</u>若しくはホ、<u>第十八号の二</u>、<u>第二十五号</u>又は<u>第二十六号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(ニ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウム、<u>三酸化ニガリウム</u>又は<u>ダイヤモンド</u>を用いた基板に限る。)に該当するもの</p> <p>(ホ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号(窒化ガリウム、<u>三酸化ニガリウム</u>又は<u>ダイヤモンド</u>を用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウム、<u>三酸化ニガリウム</u>又は<u>ダイヤモンド</u>を用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ヘ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号(窒化ガリウム、<u>三酸化ニガリウム</u>又は<u>ダイヤモンド</u>を用いた基板に限る。)又は第二十四号(窒化ガリウム、<u>三酸化ニガリウム</u>又は<u>ダイヤモンド</u>を用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ、<u>第六号</u>又は<u>第七号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(チ) (略)</p>				<p>たものに限る。)</p> <p>(ハ) 輸出令別表第1の7の項(1)、<u>(16)</u>又は<u>(17)</u>に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ(四)若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当するもの</p> <p>(ニ) 輸出令別表第1の7の項(18)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第十八号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)に該当するもの</p> <p>(ホ) 輸出令別表第1の7の項(22)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十二号又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ヘ) 輸出令別表第1の7の項(23)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第6条第二十三号又は第二十四号(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ト) 輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物のうち、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は<u>第六号</u>のいずれかに該当するもの</p> <p>(チ) (略)</p>			
---	--	--	--	--	--	--	--

(略)			
<p>輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、<u>(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物</u>であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの(窒化ガリウム、<u>三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</u>に限る。)</p> <p>(ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、<u>第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ(四)若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(ハ) 貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウム、<u>三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板</u>に限る。)</p>	い地域 ①	A	経済産業局
<p>輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、<u>(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)までに掲げる貨物</u>であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの(窒化ガリウム、<u>三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したもの</u>に限る。)</p> <p>(ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、<u>第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ(四)若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当するもの</u></p>	と地域 ②	B2	本省

(略)			
<p>輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、<u>(16)から(18)まで、(22)又は(23)に掲げる貨物</u>であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</p> <p>(ロ) 貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ(四)若しくはルからフまで、<u>第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当するもの</u></p> <p>(ハ) 貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)</p>	い地域 ①	A	経済産業局
<p>輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、<u>(16)から(18)まで、(22)又は(23)に掲げる貨物</u>であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。)</p> <p>(ロ) 貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ(四)若しくはルからフまで、<u>第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当するもの</u></p>	と地域 ②	B2	本省

もの (ハ) 貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの (窒化ガリウム、 <u>三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンド</u> を用いた基板に限る。)			
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、 <u>(15の3)から(17)まで、(18)又は(22)から(25)まで</u> に掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの(窒化ガリウム、 <u>三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンド</u> を用いた基板又は窒化ガリウム、 <u>三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンド</u> のエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。) (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、 <u>第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ(四)若しくはルからシまで、第十七号の二イ若しくはロ、第十七号の三ニ若しくはホ、第十八号の二、第二十五号又は第二十六号</u> のいずれかに該当するもの (ハ) 貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウム、 <u>三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンド</u> を用いた基板に限る。)	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ、 <u>第六号又は第七号</u> に該当する貨物	い地域 ①	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ、 <u>第六号又は第七号</u> に該当する貨物	と地域 ②	B2	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ、 <u>第六号又は第七号</u> に該当する貨物	ち地域	C	本省
(略)			

(ハ) 貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの (窒化ガリウムを用いた基板に限る。)			
輸出令別表第1の7の項(1)、(2)、 <u>(16)から(18)まで、(22)又は(23)</u> に掲げる貨物であって、次のいずれかに該当するもの (イ) 貨物等省令第6条第二号に該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。) (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ(四)若しくはルからフまで、 <u>第十七号の二又は第十七号の四</u> のいずれかに該当するもの (ハ) 貨物等省令第6条第十八号又は第二十二号から第二十四号までのいずれかに該当するもの(窒化ガリウムを用いた基板に限る。)	ち地域	C	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は <u>第六号</u> に該当する貨物	い地域 ①	A	経済産業局
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は <u>第六号</u> に該当する貨物	と地域 ②	B2	本省
輸出令別表第1の8の項の中欄に掲げる貨物であって、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハ又は <u>第六号</u> に該当する貨物	ち地域	C	本省
(略)			

※1 輸出令第4条第1項第一号に基づく仮に陸揚げした貨物のうち、輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、同号イ又はロに該当するものの許可申請については、本省（安全保障貿易審査課）を窓口とする。

※2 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円（輸出令別表第3の3に掲げる貨物にあつては5万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出令別表第3以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、輸出令第4条第1項第三号イ、ロ又はニのいずれかに該当するものの許可申請については、本省（安全保障貿易審査課）を窓口とする。

別表2 技術・提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
(略)			
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であつて、別表2の付表1又は別表2の付表2（1（ロ）、2（ロ）、4及び5（ロ）を除く。）に掲げる技術	い地域 ①	T A	経 済 産 業 局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であつて、別表2の付表2（1（ロ）、2（ロ）、4及び5（ロ）に限る。）に掲げる技術	い地域 ①	<u>T B</u> <u>1</u>	<u>経 済</u> <u>産 業</u> <u>局</u>
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であつて、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術	と地域 ②	T B 2	本省
(略)			

別表2の付表1 (略)

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 (イ) 貨物等省令第6条第二号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）に該当する貨物に係るもの

(新設)

※1 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円（輸出令別表第3の3に掲げる貨物にあつては5万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出令別表第3以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、輸出令第4条第1項第三号イ、ロ又はニのいずれかに該当するものの許可申請については、本省（安全保障貿易審査課）を窓口とする。

別表2 技術・提供先国及び提出書類

技術	提供先国	提出書類	申請窓口
(略)			
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であつて、別表2の付表1又は別表2の付表2（1（ロ）、2（ロ）、4及び5（ロ）を除く。）に掲げる技術	い地域 ①	T A	経 済 産 業 局
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であつて、別表2の付表2（1（ロ）、2（ロ）、4及び5（ロ）に限る。）に掲げる技術	い地域 ①	<u>T B</u> <u>2</u>	<u>本省</u>
外為令別表の5から13までの項の中欄に掲げる技術であつて、別表2の付表1又は別表2の付表2に掲げる技術	と地域 ②	T B 2	本省
(略)			

別表2の付表1 (略)

別表2の付表2

- 1 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であつて、貨物等省令第19条第1項第二号に該当するもののうち、次のいずれかに該当するもの
 (イ) 貨物等省令第6条第二号（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）に該当する貨物に係るもの

- (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ若しくはヨ、同号イからワまで（貨物等省令第19条第3項第八号に規定する技術に該当するものに限る。）、第二号ヨ、第十六号の三、第十七号へ（二）からへ（四）まで若しくはルからシまで、第十七号の二、第十七号の三、第十七号の四、第十八号の二、第十九号イ若しくはホ、第二十五号又は第二十六号のいずれかに該当する貨物に係るもの
 - (ハ) 貨物等省令第6条第十八号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドを用いた基板に限る。）に該当する貨物に係るもの
 - (ニ) 貨物等省令第6条第二十二号から第二十四号まで（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム又はダイヤモンドを用いた基板に限る。）のいずれかに該当する貨物に係るもの
 - 2 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するものうち、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 貨物等省令第6条第二号（窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドを用いた基板又は窒化ガリウム、三酸化二ガリウム若しくはダイヤモンドのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）に該当する貨物に係るもの
 - (ロ) 貨物等省令第6条第二号のヨ、第十七号へ（二）から（四）まで若しくはルからシまで、第十七号の二、第十七号の三又は第十七号の四のいずれかに該当する貨物に係るもの
 - 3 外為令別表の7の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するものうち、貨物等省令第6条第十七号へ（二）から（四）まで若しくはルからシまでのいずれかに該当する貨物に係るもの
 - 4 外為令別表の7の項（3）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第3項第七号から第十一号までのいずれかに該当するもの
 - 5 外為令別表の8の項（1）に掲げる技術であって、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 貨物等省令第20条第1項第一号又は第二号のいずれかに該当するものうち、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハのいずれかに該当する貨物に係るもの（使用に必要な技術を除く。）又は同条第七号に該当する貨物に係るもの（使用に必要な技術を除く。）
 - (ロ) (略)
- 6・7 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

- (ロ) 貨物等省令第6条第一号カ、第十七号へ（四）若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当する貨物に係るもの
 - (ハ) 貨物等省令第6条第十八号（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）に該当する貨物に係るもの
 - (ニ) 貨物等省令第6条第二十二号から第二十四号まで（窒化ガリウムを用いた基板に限る。）のいずれかに該当する貨物に係るもの
 - 2 外為令別表の7の項（1）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第1項第五号に該当するものうち、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 貨物等省令第6条第二号（マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品のうち、窒化ガリウムを用いた基板又は窒化ガリウムのエピタキシャル層を有する基板を使用したものに限る。）に該当する貨物に係るもの
 - (ロ) 貨物等省令第6条第十七号へ（四）若しくはルからフまで、第十七号の二又は第十七号の四のいずれかに該当する貨物に係るもの
 - 3 外為令別表の7の項（2）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第2項に該当するものうち、貨物等省令第6条第十七号へ（四）若しくはルからフまでのいずれかに該当する貨物に係るもの
 - 4 外為令別表の7の項（3）に掲げる技術であって、貨物等省令第19条第3項第七号又は第八号のいずれかに該当するもの
 - 5 外為令別表の8の項（1）に掲げる技術であって、次のいずれかに該当するもの
 - (イ) 貨物等省令第20条第1項第一号又は第二号のいずれかに該当するものうち、貨物等省令第7条第三号ロ若しくはハのいずれかに該当する貨物に係るもの（使用に必要な技術を除く。）
 - (ロ) (略)
- 6・7 (略)

別表3 国及び地域区分の対照表

地域名	(略)	ち地域	<u>り地域</u>
国・地域名			
(略)	(略)	(略)	
インド	(略)		<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	
シンガポール	(略)		<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	
フィリピン	(略)		<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	
マレーシア			<u>○</u>
(略)	(略)	(略)	

(注) 上記の対照表は、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 62 年 11 月 6 日付 け 62 貿局第 332 号・輸出注意事項 62 第 11 号) 別表第 1 の別紙と同じものである。

別表 4 提出書類一覧

1・2 (略)

3 【技術 (別表 2 に対応)】

提出書類 TA～提出書類 TD 4 (略)

提出書類 TE

【武器のクレーム提供】

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①～⑥	(略)	(略)	(略)
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
<u>⑦</u>	輸入時のインボイス等	1 通	別記 1 (チ)

注 1・注 2 : (略)

【武器のクレーム提供以外】 (略)

別表 5・別表 6 (略)

地域名	(略)	ち地域	(新設)
国・地域名			
(略)	(略)	(略)	
インド	(略)		(新設)
(略)	(略)	(略)	
シンガポール	(略)		(新設)
(略)	(略)	(略)	
フィリピン	(略)		(新設)
(略)	(略)	(略)	
マレーシア	(略)		(新設)
(略)	(略)	(略)	

(注) 上記の対照表は、「輸出貿易管理令の運用について」(昭和 62 年 11 月 6 日付 け 62 貿局第 332 号・輸出注意事項 62 第 11 号) 別表第 1 の別紙と同じものである。

別表 4 提出書類一覧

1・2 (略)

3 【技術 (別表 2 に対応)】

提出書類 TA～提出書類 TD 4 (略)

提出書類 TE

【武器のクレーム提供】

番号	提出書類	通数	注意事項及び記載要領
①～⑥	(略)	(略)	(略)
<u>⑦</u>	<u>利用者及び取引の相手方の誓約書の写し</u>	<u>各 1 通</u>	<u>別記 1 (キ)</u>
<u>⑧</u>	輸入時のインボイス等	1 通	別記 1 (チ)

注 1・注 2 : (略)

【武器のクレーム提供以外】 (略)

別表 5・別表 6 (略)

「工作機械の位置決め精度等の申告値について」の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「工作機械の位置決め精度等の申告値について」（平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号）

改正後	現行
<p>工作機械の位置決め精度等の<u>申告値等</u>について</p> <p>「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け輸出注意事項62第11号）1-1（7）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中、2の項の「<u>貨物等省令第1条第十四号イからハマまでの規定中の位置決め精度</u>」及び6の項の「<u>貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ中の一方向位置決めの繰返し性</u>」に関する取扱いについては、以下のとおりとしますのでお知らせします。なお、本件の実施に伴い、「直線軸位置決め精度の申告値について」（平成21年11月20日付け輸出注意事項21第49号）は、平成28年11月18日限り、廃止する。</p> <p>（注）この通達の主な関係法令は以下のとおり。 （略） ・輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号。以下「<u>内部規程届出等通達</u>」という。） （略）</p> <p><u>I 定義</u> <u>1. 型式</u> 型式とは、各直線軸の「位置決め精度」及び「一方向位置決めの繰返し性」に関係する設計仕様が同一で、かつ、同一の方法で製造されたものをいう。 <u>2. 位置決め精度（PA：Positioning Accuracy）</u> 位置決め精度とは、工作機械の精度を示す指標の一つで、運用通達1-1（7）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中、2の項の「直線軸の全長について測定したときの位置決め精度〔貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）及びハ（一）中の位置決め精度の測定方法〕」に基づく測定方法において算出された数値をいう。 <u>3. 一方向位置決めの繰返し性（UPR：Unidirectional Positioning Repeatability）</u> 一方向位置決めの繰返し性とは、工作機械の精度を示す指標の一つで、運用通達の輸出令別表第1中解釈を要する語の欄に掲げる語中、6の項の「一方向位置決めの繰返し性」に基づく測定方法において算出された数値をいう。 <u>4. 位置決め精度等</u></p>	<p>工作機械の位置決め精度等の<u>申告値</u>について</p> <p>「輸出貿易管理令の運用について」（<u>62貿局第322号</u>・輸出注意事項62第11号）1-1（7）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中、2の項の「位置決め精度」の申告値及び6の項の「<u>貨物等省令第5条第二号イ、ロ及びハ中の一方向位置決めの繰返し性</u>」の申告値に関する取扱いについては、<u>平成28年11月18日から</u>以下のとおりとしますのでお知らせします。</p> <p>なお、本件の実施に伴い、「直線軸位置決め精度の申告値について」（平成21年11月20日付け輸出注意事項21第49号）は、平成28年11月18日限り、廃止する。</p> <p>（注）この通達の主な関係法令は以下のとおり。 （略） ・輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号。以下「<u>内部規程届出等</u>」という。） （略）</p> <p><u>1. 定義</u> <u>(1) 型式</u> 型式とは、各直線軸の「位置決め精度」及び「一方向位置決めの繰返し性」に関係する設計仕様が同一で、かつ、同一の方法で製造されたものをいう。 <u>(2) 位置決め精度（PA：Positioning Accuracy）</u> 位置決め精度とは、工作機械の精度を示す指標の一つで、運用通達1-1（7）「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中、2の項の「直線軸の全長について測定したときの位置決め精度〔貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）及びハ（一）中の位置決め精度の測定方法〕」に基づく測定方法において算出された数値をいう。 <u>(3) 一方向位置決めの繰返し性（UPR：Unidirectional Positioning Repeatability）</u> 一方向位置決めの繰返し性とは、工作機械の精度を示す指標の一つで、運用通達の輸出令別表第1中解釈を要する語の欄に掲げる語中、6の項の「一方向位置決めの繰返し性」に基づく測定方法において算出された数値をいう。 （新設）</p>

改正後	現行
<p><u>位置決め精度等とは、位置決め精度又は一方向位置決め繰返し性をいう。</u></p> <p>5. <u>申告値</u> 申告値とは、位置決め精度等の代表値として経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に提出された数値をいう。</p> <p>6. <u>工作機械の製造者</u> <u>工作機械の製造者とは、部分品のみの製造者は含まれない。</u> (削る)</p> <p><u>II 工作機械の位置決め精度等の扱い</u></p> <p>1. <u>対象貨物</u> <u>貨物等省令第1条第十四号イからハまで又は第5条第二号イからハまでに規定する工作機械</u></p> <p>2. <u>位置決め精度等の数値</u> <u>上記1. に掲げる貨物に係る位置決め精度等の数値は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>当該工作機械の製造者</u> <u>次のいずれかによるものとする。</u> イ <u>工作機械の個々の位置決め精度等の実測値</u> ロ <u>下記IIIに定める位置決め精度等の申告値</u> <u>注：製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度等の数値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第1条第十四号に規定する位置決め精度の数値又は第5条第二号に規定する一方向性位置決め繰返し性の値に達する場合、当該工作機械については、該当と判定して差し支えない。</u></p> <p>(2) <u>当該工作機械の製造者以外の者</u> ① <u>次のいずれかの内容を確認した日において、製造した日から20年を超過したもの</u> <u>次のいずれかによるものとする。</u> イ <u>工作機械の個々の位置決め精度等の実測値</u> ロ <u>下記IIIに定める製造者による位置決め精度等の申告値</u> <u>注：製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度等の数値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）が、貨物等省令第1条第十</u></p>	<p>(4) <u>申告値</u> 申告値とは、位置決め精度等の代表値として経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に提出された数値をいう。 (新設)</p> <p>2. ～11. (略) (新設)</p>

改正後	現行
<p><u>四号に規定する位置決め精度の数値又は第5条第二号に規定する一方向性位置決め繰り返し性の値に達する場合、当該工作機械については、該当と判定して差し支えない。</u></p> <p><u>② 次のいずれかの内容を確認した日において、製造した日から20年以内のもの</u> <u>の</u> <u>次のいずれかによるものとする。</u></p> <p><u>イ 製造者が保証する工作機械の型式毎の位置決め精度等の数値（当該工作機械の仕様書、カタログ類等に基づく測定値を含む。）</u></p> <p><u>ロ 下記Ⅲに定める製造者による位置決め精度等の申告値</u></p> <p><u>ハ 下記Ⅳに定める届出の数値</u></p> <p><u>注：製造した日から20年以内とは、例えば、製造年月が2004年12月の場合は、2024年11月末日までとする。</u></p> <p><u>Ⅲ 製造者による位置決め精度等の申告値</u></p> <p><u>1. 要件</u></p> <p><u>申告値を提出できる者（以下「申告者」という。）とは、工作機械の製造者又は技術の提供者であって、内部規程届出等通達の別紙1に定める外為法等遵守事項を全て含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。）を整備し、その内部規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施している者であって、外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している法人の代表者（代表権を委任された者を含む。）とする。</u></p> <p><u>また、申告者は、自らが提供した設計又は製造に係る技術について、その技術を提供された者が当該技術を用いて外国において製造した工作機械（以下「現地製造工作機械」という。）の申告値についても提出することができる。この場合、当該申告値が正しく測定されたものであることを申告者が確認・保証することを要する。</u></p> <p><u>2. 申告値の取扱い</u></p> <p><u>(1) 位置決め精度</u></p> <p><u>貨物等省令第1条第十四号イからハまでに規定する工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、国際規格ISO230/2（1988）による測定値から求めた、工作機械の型式毎の位置決め精度の申告値を用いてもよい。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>注：位置決め精度の申告値の定め方</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 申告値を定める型式の工作機械を5台選ぶ。</u> <u>2. ISO230/2(1988)で定める測定方法より5台の機械の各直線軸について位置決め精度Aをそれぞれ測定する。</u> <u>3. 次に、直線軸(X、Y、・・・)について、5台の機械のA値の平均値\bar{A}をそれぞれ算出する。この平均値\bar{A}が、当該型式における各々の軸の位置決め精度の申告値(\bar{A}_x、\bar{A}_y、・・・)となる。すなわち、申告値は、機械の軸の数だけ存在する。</u> <u>4. なお、貨物等省令第1条第十四号イからハまでに該当しない仕様の工作機械であって、以下の一又は二に該当するものについては、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに位置決め精度に係る申告値を再確認しなければならない。</u> <ol style="list-style-type: none"> <u>一 研削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.006ミリメートル以下のもの。</u> <u>二 フライス削り、中ぐり又は旋削をすることができる工作機械であって、位置決め精度に係る申告値が0.008ミリメートル以下であるもの</u> <p><u>(2) 一方向位置決め繰返し性</u></p> <p><u>貨物等省令第5条第二号イからハまでに規定する工作機械個々の一方向位置決め繰返し性の検査に代えて、次の方法で求めた工作機械の型式毎の一方向位置決め繰返し性の申告値を用いてもよい。</u></p> <p><u>注：一方向位置決め繰返し性の申告値の定め方</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 申告値を定める型式の工作機械を5台選ぶ。</u> <u>2. ISO230-2:2014で定める測定方法により5台の機械の各直線軸について一方向位置決め繰返し性をそれぞれ測定する。</u> <p><u>一方向位置決め繰返し性の数値は、国際規格ISO230-2:2014に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。</u></p> <u>3. 次に、各直線軸(X、Y、・・・)について、5台全ての機械の一方向位置決め繰返し性の算術平均値\bar{UPR}をそれぞれ算出する。これらの算術平均値\bar{UPR}が、当該型式における各々の軸の一方向位置決め繰返し性の申告値(\bar{UPR}_x、\bar{UPR}_y、・・・)となる。すなわち、申告値は、機械の直線軸の数だけ存在する。</u> <u>4. なお、貨物等省令第5条第二号イからハまでに該当しない仕様の工作機械であって、一方向位置決め繰返し性に係る申告値\bar{UPR}が各工作機械</u> 	

改正後	現行
<p><u>の一方向位置決め繰返し性に係る規制値に0.0007ミリメートルを加えた値以下の場合、当該工作機械の製造者は、18ヶ月ごとに一方向位置決め繰返し性に係る申告値を再確認しなければならない。</u></p> <p>3. <u>申告値の提出に必要な書類</u></p> <p>(1) <u>数値制御工作機械「位置決め精度等」申告書(別紙1)又は数値制御工作機械(現地製造工作機械)「位置決め精度等」申告書(別紙2)(以下「申告書」という。)・・・2通</u></p> <p>(2) <u>内部規程届出等通達に定める輸出者等概要・自己管理チェックリスト受理票(申請前13ヶ月の間に発行されたものに限る。以下「チェックリスト受理票」という。)の写し・・・1通</u></p> <p>(3) <u>申告値の根拠となる国際規格ISO230/2(1988)による位置決め精度(PA)の値(サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表)の写し・・・1式</u></p> <p>(4) <u>申告値の根拠となる国際規格ISO230-2:2014による一方向位置決め繰返し性(UPR)の値(サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表(国際規格ISO230-2:2014に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。))の写し・・・1式</u></p> <p>(5) <u>申告者が代表者でない場合、代表権を委任された者であることを証する授權証明書(提出書類通達様式8)・・・1通</u></p> <p>(6) <u>補足説明書・・・1通</u></p> <p>(イ) <u>最新の生産号機の中から同一型式の工作機械(サンプル5台)を無作為に選定したものである旨の説明。</u></p> <p>(ロ) <u>複数の型式番号を一つの型式として申告する場合、設計仕様が同一で、かつ、同一の方法で製造している旨の説明。</u></p> <p>(ハ) <u>「位置決め精度の申告値(PA申告値)」においては、以下のとおり。</u></p> <p>(a) <u>申告値について、同一型式の工作機械として輸出する時点(現地製造工作機械にあっては輸出又は販売する時点)で付加する可能性のある直線軸の位置決め精度を向上させる機能(スケールフィードバック装置、バックラッシュ補正又はピッチ誤差補正など。以下「補正機能」という。)を全て付加した状態で、全ての補正機能を適切に使用して測定したものである旨の説明。ただし、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、その旨の説明。</u></p> <p>(b) <u>同一型式の工作機械であって、同一の直線軸において複数の移動量が設</u></p>	

改正後	現行
<p><u>定可能なものについては、設定可能な移動量をそれぞれ測定した結果、最も優れた位置決め精度である旨の説明。ただし、同一型式の工作機械の中で、各直線軸の移動量にかかわらず、位置決め精度が規制レベルの値に達する場合は、その旨の説明。</u></p> <p><u>(二)「一方向位置決め繰返し性の申告値（UPR申告値）」においては、以下のとおり。</u></p> <p><u>(a) 申告値について、同一型式の工作機械として輸出する時点（現地製造工作機械にあつては輸出又は販売する時点）でスケールフィードバック装置を付加する場合には、当該装置を付加した状態で測定したものである旨の説明。ただし、当該装置を付加しない状態で規制レベルの値に達する場合は、その旨の説明。</u></p> <p><u>(b) 同一型式の工作機械であつて、同一の直線軸において複数の移動量が設定可能なものについては、設定可能な移動量をそれぞれ測定した結果、最も優れた一方向位置決め繰返し性である旨の説明。ただし、同一型式の工作機械の中で、各直線軸の移動量にかかわらず、一方向位置決め繰返し性が規制レベルの値に達する場合は、その旨の説明。</u></p> <p><u>(c) 貨物等省令第5条第二号イ、ロ又はハにおいて、直線軸の移動量に応じて、一方向位置決め繰返し性が異なる値で規定されている場合は、これに対応した移動量にて同一型式の工作機械を測定した旨の説明。</u></p> <p><u>(7) 一覧表の提出（別紙3）又は（別紙4）</u></p> <p><u>(8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、安全保障貿易審査課が必要な書類と認め、提出を求めるもの。</u></p> <p><u>4. 申告値に係る注意事項</u></p> <p><u>(1) PA申告値</u></p> <p><u>同一型式の工作機械として輸出する時点（現地製造工作機械にあつては輸出又は販売する時点）で付加する可能性のある補正機能を全て付加した状態で測定した結果に基づいて算出し、申告値を提出しなければならない。ただし、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態で貨物等省令第1条第十四号イ（一）、ロ（一）又はハ（一）のいずれかに規定する位置決め精度の値（以下「規制レベルのPA値」という。）に達する場合は、当該補正機能の全部又は一部を付加しない状態での位置決め精度の値を申告値として提出することができる。</u></p> <p><u>(2) UPR申告値</u></p> <p><u>同一型式の工作機械として輸出する時点（現地製造工作機械にあつては輸出又</u></p>	

改正後	現行
<p><u>は販売する時点)でスケールフィードバック装置を付加する場合には、当該装置を付加した状態で測定した結果に基づいて算出し、申告値を提出しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、当該スケールフィードバック装置を付加しない状態で貨物等省令第5条第二号イ、ロ(一)若しくは(二)1から3まで若しくは(三)又はハのいずれかに規定する一方向位置決め繰返し性の値(以下「規制レベルのUPR値」という。)に達する場合は、当該装置を付加しない状態での一方向位置決め繰返し性の値を申告値として提出することができる。</u></p> <p><u>(3) 7. (2)に該当する申告値受理票に係る工作機械について、申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能を追加したことにより申告値が変更された場合には、当該申告値の型式と同一の型式とは見なせず、当該申告値を用いて該非判定をすることはできないため、3.で定める手続により、新たな申告値を提出しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 7. (1)に該当する申告値受理票に係る工作機械について、申告値を測定する際に付加した補正機能以外の補正機能を追加したことにより申告値が変更になる場合には、3.に定める手続を省略することができる。</u></p> <p><u>5. サンプル5台の選び方</u></p> <p><u>(1) 最新の生産号機の中から同一型式の工作機械(サンプル5台)を無作為に選ぶ。</u></p> <p><u>(2) サンプル5台の選定について作為性等があると判断される場合には、他の生産号機の工作機械についても測定値の提出を求める場合がある。</u></p> <p><u>6. 申告値受理票</u></p> <p><u>(1) 安全保障貿易審査課に申告値が受理された場合、申告者には、受理印が押印された申告書1通が「申告値受理票」として交付される。</u></p> <p><u>(2) 申告値は、安全保障貿易審査課から申告値受理票が交付された日から有効となる。</u></p> <p><u>(3) 原申告値受理票の利用を取り止める場合には、原申告値受理票を速やかに安全保障貿易審査課に返還するとともに、一覧表を併せて提出しなければならない。</u></p> <p><u>(4) 申告者が2.の要件を満たさなくなった場合又はその他安全保障貿易審査課が必要と認める場合には、申告値受理票を返還させることがある。</u></p> <p><u>(5) 規制内容が変更となった場合には、申告値受理票の全部又は一部が失効とな</u></p>	

改正後	現行
<p><u>ることがある。</u></p> <p><u>(6) 効力を失った申告値受理票は速やかに安全保障貿易審査課に返還しなければならない。</u></p> <p><u>7. 申告値受理票の有効期間</u></p> <p><u>(1) 「PA申告値」及び「UPR申告値」が規制レベルのPA値及びUPR値に達する申告値受理票の有効期間は設けないこととする。</u></p> <p><u>(2) 「PA申告値」又は「UPR申告値」が規制レベルのPA値又はUPR値に達しない申告値受理票の有効期間は設けないこととする。ただし、Ⅲの2. (1) 注の4及び2. (2) 注の4に該当する場合は申告値受理票が交付された日から18ヶ月間とする。</u></p> <p><u>(3) 規制内容が変更となった場合には、変更後の規制レベルのPA値及びUPR値に基づき、(1) 又は(2) の有効期間の判断を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) 8. の手続を行った申告値受理票は、有効期間は設けないこととする。ただし、10. の手続により、工作機械の生産を再開する場合はこの限りではない。</u></p> <p><u>8. 生産中止又は終了の際の取扱い</u></p> <p><u>工作機械が生産終了又は中止となった場合には、以下の書類を速やかに安全保障貿易審査課に提出しなければならない。なお、新たな申告値受理票の交付を受ける際には、原申告値受理票の原本は返還しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申告書（別紙1）又は（別紙2）・・・2通</u> <u>（原申告値受理票の内容を記載すること）</u></p> <p><u>(2) チェックリスト受理票の写し・・・1通</u></p> <p><u>(3) 原申告値受理票の原本の写し</u></p> <p><u>(4) 生産が終了又は中止されたことを証明する書類（様式自由。なお、将来、生産を再開する可能性が否定できない場合には、その旨を記載すること。）・・・1通</u></p> <p><u>(5) 申告者が代表者でない場合、代表権を委任された者であることを証する授權証明書（提出書類通達様式8）・・・1通</u></p> <p><u>(6) 一覧表（別紙3）又は（別紙4）・・・1通</u></p> <p><u>(7) (1) から(6) までに掲げるもののほか、安全保障貿易審査課が必要な書類と認め、提出を求めるもの。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>9. 申告値受理票の訂正・変更</u> <u>原申告値受理票の内容に訂正・変更（申告値の変更を除く。）が生じる場合には、以下の書類を速やかに安全保障貿易審査課に提出しなければならない。ただし、7.（1）に該当する申告値受理票については、補正機能を追加した旨の記載に係る訂正・変更の場合（補正機能を追加した場合に申告値が変更されない場合に限る。）には、当該申告値受理票の訂正・変更手続を省略することができる。</u></p> <p><u>（1）数値制御工作機械「位置決め精度等」の申告値受理票内容等訂正（変更）願（別紙5）・・・2通</u> <u>（2）原申告値受理票の原本・・・1通</u></p> <p><u>10. 申告値の再提出</u> <u>（1）工作機械の生産を再開する場合又は申告値受理票の有効期間を延長する場合には、申告値の再提出をしなければならない。なお、新たな申告値受理票の交付を受ける際には、原申告値受理票の原本は返還しなければならない。</u> <u>（2）再提出の時期</u> <u>（イ）工作機械の生産を再開する場合、速やかに再提出しなければならない。</u> <u>（ロ）有効期間を延長する場合であって、原申告値受理票が交付された日以降に生産された工作機械を測定し申告値を提出する場合、原申告値受理票の有効期間の6ヶ月前から再提出することができる。</u> <u>（ハ）有効期間を延長する場合であって、原申告値受理票が交付された日以降に生産された工作機械が5台に満たず、原申告値受理票の測定に用いた工作機械を含めて測定し申告値を提出する場合、原申告値受理票の有効期間の3ヶ月前から再提出することができる。</u> <u>（3）必要な書類</u> <u>（イ）3. 申告値の提出に必要な書類・・・1式</u> <u>（ロ）原申告値受理票の原本の写し・・・1通</u></p> <p><u>IV 製造者以外の者による位置決め精度等の届出</u> <u>（1）届出の取扱い</u> <u>貨物等省令第1条第十四号イからハまでに規定する位置決め精度の数値又は第5条第二号イからハまでに規定する一方向位置決め繰返し性の数値の妥当性につき当該工作機械の製造者に確認した結果又は当該工作機械の製造者が解散済みであることを示す結果を安全保障貿易審査課に提出し、届出受理票の交付を受けた場合は、当該届出により位置決め精度等の該非を判定することができる。</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現行
<p><u>(2) 提出書類</u></p> <p><u>① 製造者以外の者による位置決め精度等に係る届出書（別紙6）・・・1通</u></p> <p><u>② 届出書の根拠となる国際規格ISO230/2（1988）による位置決め精度（PA）の値（各直線軸の計算表及び図表）の写し・・・1式</u></p> <p><u>③ 届出書の根拠となる国際規格ISO230-2：2014による一方向位置決め繰返し性（UPR）の値（各直線軸の計算表及び図表（国際規格ISO230-2：2014に定義される測定の不確かさを考慮に入れない。））の写し・・・1式</u></p> <p><u>④ 届出書が代表者でない場合、代表権を委任された者であることを証する授權証明書（提出書類通達様式8）・・・1通</u></p> <p><u>(3) 届出受理票の交付</u></p> <p><u>① 安全保障貿易審査課に届出書が受理され、その内容が適切であると認められる場合には、受理印が押印された届出書1通が「届出受理票」として交付される。</u></p> <p><u>② 届出書は、安全保障貿易審査課から届出受理票が交付された日から有効となる。</u></p> <p><u>③ 届出受理票の有効期間は、交付された日から6月とする。</u></p> <p><u>V 記録の保存</u></p> <p><u>本規程に従って判定した資料（製造者が保証する位置決め精度等の数値（カタログ類等に基づく測定値を含む。）及び安全保障貿易審査課に提出した全ての資料を、提出時から少なくとも5年間（輸出令別表第1の2の項に該当する貨物又は当該貨物に係る技術は、少なくとも7年間）保存すること。</u></p> <p><u>なお、書類（届出受理票の原本を除く。）の保存に当たっては、電子媒体化することができる。</u></p> <p><u>VI その他</u></p> <p>(1) 「工作機械の位置決め精度等の申告値について」の一部を改正する通達（平成30年8月8日付け輸出注意事項30第18号）の改正前に交付された申告値受理票のうち、有効期間が5年間のものについては、当該申告値受理票の有効期間を無期限とみなす。</p> <p>(2) 「直線軸位置決め精度の申告値について」（平成21年11月20日付け輸出注意事項21第49号）により受理された2及び6の項に係る申告値については、引き続き有効とする。なお、2の項の「規制レベルのPA値」に達しない</p>	<p>(新設)</p> <p><u>12.その他</u></p> <p>(1) 「工作機械の位置決め精度等の申告値について」の一部を改正する通達（平成30年8月8日付け輸出注意事項30第18号）の改正前に交付された申告値受理票のうち、有効期間が5年間のものについては、当該申告値受理票の有効期間を無期限とみなす。</p> <p>(2) 「直線軸位置決め精度の申告値について」（平成21年11月20日付け輸出注意事項21第49号）により受理された2及び6の項に係る申告値については、引き続き有効とする。なお、2の項の「規制レベルのPA値」に達しない</p>

改正後	現行
<p>申告値について、有効期間の延長を行う場合には、当該申告値の有効期間内において、以下の書類を安全保障貿易審査課に再提出しなければならない。なお、新たな申告値受理票の交付を受ける際には、原申告値受理票の原本は返還しなければならない。</p> <p>(イ) 申告書 (別紙1)・・・2通 (ロ) 原申告値受理票の原本の写し (ハ) (ロ) の申告時に提出した位置決め精度 (PA) の5台全ての各軸の計算表及び図表・・・1式 (注) 一方向位置決め繰返し性 (UPR) の値が記載されていない場合には、当該値の5台全ての各軸の計算表及び図表を提出すること。</p> <p>(ニ) チェックリスト受理票の写し・・・1通 (ホ) 申告者が代表者でない場合、代表権を委任された者であることを証する授權証明書 (提出書通達様式8)・・・1通 (ヘ) 一覧表 (別紙3)・・・1通 (ト) (イ) から (ヘ) までに掲げるもののほか、安全保障貿易審査課が必要な書類と認め、提出を求めるもの。</p> <p>(3) 直線軸の移動量が2, 000ミリメートルを超える工作機械については、別途、安全保障貿易審査課に相談のこと。</p>	<p>申告値について、有効期間の延長を行う場合には、当該申告値の有効期間内において、以下の書類を安全保障貿易審査課に再提出しなければならない。なお、新たな申告値受理票の交付を受ける際には、原申告値受理票の原本は返還しなければならない。</p> <p>(イ) 申告書 (別紙1)・・・2通 (ロ) 原申告値受理票の原本の写し (ハ) (ロ) の申告時に提出した位置決め精度 (PA) の5台全ての各軸の計算表及び図表・・・1式 (注) 一方向位置決め繰返し性 (UPR) の値が記載されていない場合には、当該値の5台全ての各軸の計算表及び図表を提出すること。</p> <p>(ニ) チェックリスト受理票の写し・・・1通 (ホ) 申告者が代表者でない場合、代表権を委任された者であることを証する授權証明書 (提出書通達様式8)・・・1通 (ヘ) 一覧表 (別紙3)・・・1通 (ト) (イ) から (ヘ) までに掲げるもののほか、安全保障貿易審査課が必要な書類と認め、提出を求めるもの。</p> <p>(3) 直線軸の移動量が2, 000ミリメートルを超える工作機械については、別途、安全保障貿易審査課に相談のこと。</p>
<p><u>別紙1</u> (略) 添付資料：①ISO230/2 (1988) による位置決め精度PAの値 (サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表の写し) ②ISO230-2:2014による一方向位置決め繰返し性UPRの値 (サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表の写し) ③測定装置：名称、メーカー名、型式、製造番号 (シリアルナンバー) ④ISO230による精度の測定時に使用したチェックシート一式 (様式は任意)</p> <p>別紙2 (略) 添付資料：①ISO230/2 (1988) による位置決め精度PAの値 (サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表の写し)</p>	<p>別紙1 (略) 添付資料：①ISO230/2 (1988) による位置決め精度PAの値 (サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表の写し) ②ISO230-2:2014による一方向位置決め繰返し性UPRの値 (サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表の写し) (新設) (新設)</p> <p>別紙2 (略) 添付資料：①ISO230/2 (1988) による位置決め精度PAの値 (サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表の写し)</p>

改正後	現行
<p>②ISO230-2:2014による一方向位置決め繰返し性UPRの値（サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表の写し）</p> <p>③測定装置：名称、メーカー名、型式、製造番号（シリアルナンバー）</p> <p>④ISO230による精度の測定時に使用したチェックシート一式（様式は任意）</p> <p>(別紙1)</p> <p style="text-align: right;">受理番号：申告値16-〇〇〇 年 月 日</p> <p>数値制御工作機械「位置決め精度等」申告書 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 安全保障貿易審査課 宛て</p> <p>申告者 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>住 所 担当責任者 (電話番号)</p> <p>(略)</p>	<p>②ISO230-2:2014による一方向位置決め繰返し性UPRの値（サンプル5台全ての各直線軸の計算表及び図表の写し） (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(別紙1)</p> <p style="text-align: right;">受理番号：申告値16-〇〇〇 年 月 日</p> <p>数値制御工作機械「位置決め精度等」申告書 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易審査課 宛て</p> <p>申告者 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>住 所 担当責任者 (電話番号)</p> <p>(略)</p>
<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: right;">受理番号：申告値16-〇〇〇 年 月 日</p> <p>数値制御工作機械（現地製造工作機械）「位置決め精度等」申告書 経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 安全保障貿易審査課 宛て</p> <p>申告者 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>住 所 担当責任者 (電話番号)</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙2)</p> <p style="text-align: right;">受理番号：申告値16-〇〇〇 年 月 日</p> <p>数値制御工作機械（現地製造工作機械）「位置決め精度等」申告書 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易審査課 宛て</p> <p>申告者 〇〇〇〇株式会社 代表取締役〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>住 所 担当責任者 (電話番号)</p> <p>(略)</p>
<p>(別紙5)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p>(別紙5)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

改正後	現行
<p>数值制御工作機械「位置決め精度等」の申告値受理票内容等訂正（変更）願</p> <p>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部 安全保障貿易審査課 宛て</p> <p>申告者 ○○○株式会社 代表取締役○○ ○○ ○○ 住所 担当責任者 (電話番号)</p> <p>(略)</p> <p><u>別紙6</u> <別添>参照</p>	<p>数值制御工作機械「位置決め精度等」の申告値受理票内容等訂正（変更）願</p> <p>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部 安全保障貿易審査課 宛て</p> <p>申告者 ○○○株式会社 代表取締役○○ ○○ ○○ 住所 担当責任者 (電話番号)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>

製造者以外の者による位置決め精度等に係る届出書

※受理番号	
※内容を確認した日	
※有効期限	

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部
安全保障貿易審査課 宛て

届出者 ○○○○株式会社
代表取締役○○
○○ ○○
住 所
担当責任者
(電話番号)

「工作機械の位置決め精度等の申告値等について」(平成28年11月18日付け輸出注意事項28第30号)のIVの規定に基づき、工作機械に係る「位置決め精度」又は「一方向性位置決め繰返し性」の数値を測定したところ、下記の工作機械は「非該当」であり、当該工作機械の製造者に確認した結果、妥当であること等を確認しましたので、下記のとおり提出します。

記

貨物名：横形マシニングセンタ
型 式：○×△
製造年月日(西暦)：

(1) 2の項の位置決め精度 [ISO230/2 (1988)] の数値 (単位：μm)

生産号機：
測定日：
X軸：
Y軸：
Z軸：

(2) 6の項の一方向位置決め繰返し性 [ISO230-2:2014] の数値 (単位：μm)

生産号機：
測定日：
X軸：
Y軸：
Z軸：

軸 数：3軸 (X軸、Y軸、Z軸)
備 考：

- 添付資料：①ISO230/2 (1988) による位置決め精度PAの値
 ②ISO230-2:2014による一方向位置決め繰返し性UPRの値
 ③測定装置：名称、メーカー名、型式、製造番号(シリアルナンバー)
 ④ISO230による精度の測定時に使用したチェックシート一式(様式は任意)

(3) 製造者に確認等を行った結果

(イ) 当該工作機械の製造者に上記(1)及び(2)の数値が妥当であることを確認しました。

製造者 ○○○○株式会社

代表取締役○○

○○ ○○

住 所

担当責任者

(電話番号)

(メール)

添付資料：製造者からの回答

(ロ) 当該工作機械の製造者は、○年○月○日に解散済みであることを確認しました。

製造者 ○○○○株式会社

住 所

添付資料：解散済みであることを証明する資料

注1) 全て西暦で記載してください。

注2) ※印の欄には、記入しないでください。

注3) チェックシートには、運用通達1-1(7)「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄に掲げる語中、2の項の「直線軸の全長について測定したときの位置決め精度[貨物等省令第1条第十四号イ(一)、ロ(一)及びハ(一)中の位置決め精度の測定方法]」及び6の項の「一方向位置決め繰返し性」のイ 測定条件及びロ 測定プログラムに記載されている各括弧書きに基づいて測定されていることが分かるように各括弧書き毎に記載してください。

「輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(お知らせ)」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

○輸出貿易管理令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物の輸出許可等について(お知らせ)(平成13年5月16日付け貿易経済協力局安全保障貿易管理課)

改正後	現行
<p>輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であって、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第1条第一号から第三号まで(第三号にあつては、原子炉用のものに限る。)、第四号イ、第五号、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二若しくは第十号の三のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、<u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>へ問い合わせてください。</p>	<p>輸出令別表第1の2の項(1)から(8)まで又は(10)若しくは(10の2)に掲げる貨物であつて、輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成3年省令第49号。以下「貨物等省令」という。)第1条第一号から第三号まで(第三号にあつては、原子炉用のものに限る。)、第四号イ、第五号、第六号(核燃料物質の成型加工用の装置に限る。)、第七号、第八号イ、第十号イ、第十号の二若しくは第十号の三のいずれかに該当するものの輸出又は外為令別表の2の項(1)に掲げる技術であつて、貨物等省令第15条第1項第一号に該当するものの提供を目的とした取引若しくは当該取引に関する行為については、二国間の原子力協定等の政府間取極に基づく手続が必要となる場合がありますので、申請に先立って、<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>へ問い合わせてください。</p>

「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)」の一部を改正する通達新旧対照表(傍線部分は改正部分)
 ○「特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について(お知らせ)」(平成6年3月25日付け貿易局安全保障貿易管理課)

改正後	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2-3 相談窓口</p> <p>記の2-1又は記の2-2に係る事前相談をされる方は、<u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>(以下「安保審査課」という。)で相談を行ってください。</p> <p>なお、一般相談案件も受付けております。</p> <p>輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に係る事前相談をされる方は、<u>貿易経済安全保障局貿易管理部貿易審査課</u>又は<u>農水産室</u>に相談を行ってください。</p> <p>(略)</p> <p>様式1～様式3 (略)</p> <p>記載要領</p> <p>事前相談書の記載要領は次のとおりです。</p> <p>[A票]</p> <p>様式1を使用してください。</p> <p>1. 申請者・担当者の欄</p> <p>申請者が法人の場合は、その名称及び代表者名・住所を記載してください。申請者が個人の場合は、その個人名・住所を記載してください。</p> <p>なお、担当者欄には、担当者の氏名・所属・電話番号を記載してください。</p> <p>また、輸出管理内部規程(輸出管理内部規程については、<u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室</u>へ問い合わせてください。)の有無欄については、有又は無のいずれか該当する部分を○で囲み、有の場合は受理番号を記入してください。</p> <p>2. ～10. (略)</p> <p>(略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2-3 相談窓口</p> <p>記の2-1又は記の2-2に係る事前相談をされる方は、<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>(以下「安保審査課」という。)で相談を行ってください。</p> <p>なお、一般相談案件も受付けております。</p> <p>輸出令別表第2の中欄に掲げる貨物に係る事前相談をされる方は、<u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</u>又は<u>農水産室</u>に相談を行ってください。</p> <p>(略)</p> <p>様式1～様式3 (略)</p> <p>記載要領</p> <p>事前相談書の記載要領は次のとおりです。</p> <p>[A票]</p> <p>様式1を使用してください。</p> <p>1. 申請者・担当者の欄</p> <p>申請者が法人の場合は、その名称及び代表者名・住所を記載してください。申請者が個人の場合は、その個人名・住所を記載してください。</p> <p>なお、担当者欄には、担当者の氏名・所属・電話番号を記載してください。</p> <p>また、輸出管理内部規程(輸出管理内部規程については、<u>経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室</u>へ問い合わせてください。)の有無欄については、有又は無のいずれか該当する部分を○で囲み、有の場合は受理番号を記入してください。</p> <p>2. ～10. (略)</p> <p>(略)</p>

外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について（平成18年12月22日付け平成18・12・18貿
 局第3号）

改正後	現行
(略) 1 (略) 2 仲介貿易取引の許可 (1) 許可に関する事務の取扱い 仲介貿易取引許可の申請に関する事務は、 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部安全 保障貿易審査課が行う。 (2)～(4) (略)	(略) 1 (略) 2 仲介貿易取引の許可 (1) 許可に関する事務の取扱い 仲介貿易取引許可の申請に関する事務は、 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部安全保 障貿易審査課が行う。 (2)～(4) (略)

税関における包括許可の確認方法についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○税関における包括許可の確認方法について（平成22年12月6日付け平成22・11・02貿局第3号・輸出注意事項22第37号）

改正後	現行
(略) 本件についての問い合わせ先 経済産業省 <u>貿易経済安全保障局</u> 貿易管理部安全保障貿易審査課	(略) 本件についての問い合わせ先 経済産業省 <u>貿易経済協力局</u> 貿易管理部安全保障貿易審査課

大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について（平成24年4月2日付け輸出注意事項24第24号）

改正後	現行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 輸出者又は取引を行おうとする者（以下「輸出者等」という。）が、核兵器等開発等省令第二号及び第三号又は核兵器等開発等告示第二号及び第三号に規定する「明らかなとき」（以下「明らかなとき」という。）を判断するためのガイドラインを以下のとおり提示する。なお、経済産業省は、輸出者等が本ガイドラインに基づき貨物の輸出又は技術の提供に際し厳正に審査を行うことを推奨する。 輸出者等は、「明らかなとき」を判断するに当たり、以下に掲げる事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）を確認すること。 輸出者等は、通常の商慣習の範囲で取引相手等から入手した文書その他の情報によって確認を行うこととし、入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合の悪いものに対し目隠しをしないこと。 確認の結果に疑義がある場合には商談を進める前に疑問点の解決に努めること。確認の結果、当該輸出又は提供が「明らかなとき」と判断できない場合には許可申請が必要であるため、4の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。なお、判断が困難な場合には、必要に応じ経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に相談することができる。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 輸出者が確認すべき事項 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 輸出者等が「明らかなとき」を判断するためのガイドライン 輸出者又は取引を行おうとする者（以下「輸出者等」という。）が、核兵器等開発等省令第二号及び第三号又は核兵器等開発等告示第二号及び第三号に規定する「明らかなとき」（以下「明らかなとき」という。）を判断するためのガイドラインを以下のとおり提示する。なお、経済産業省は、輸出者等が本ガイドラインに基づき貨物の輸出又は技術の提供に際し厳正に審査を行うことを推奨する。 輸出者等は、「明らかなとき」を判断するに当たり、以下に掲げる事項（輸出する貨物等の用途並びに取引の条件及び態様からあてはまらない事項は除く。）を確認すること。 輸出者等は、通常の商慣習の範囲で取引相手等から入手した文書その他の情報によって確認を行うこととし、入手した文書その他の情報のうち自らにとって都合の悪いものに対し目隠しをしないこと。 確認の結果に疑義がある場合には商談を進める前に疑問点の解決に努めること。確認の結果、当該輸出又は提供が「明らかなとき」と判断できない場合には許可申請が必要であるため、4の申請手続きに従い申請を行い、許可を受けなければ、当該輸出又は提供をすることができない。なお、判断が困難な場合には、必要に応じ経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課（以下「安全保障貿易審査課」という。）に相談することができる。 。 (略)</p>

「国際連合安全保障理事会決議第 2231 号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）
 ○国際連合安全保障理事会決議第 2231 号に基づくイラン向け大量破壊兵器等関連貨物の輸出等について（平成 28 年 1 月 22 日付け輸出注意事項 28 第 2 号）

改正後	現行
<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>イラン向けの輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の 2 の項に掲げる技術の提供については、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合がありますので、申請に先立って、<u>経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>へ問い合わせてください。</p> <p>なお、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合には、平成 11 年 6 月 18 日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について（お知らせ）」中の審査期間が 90 日を超える場合がありますのでご注意ください。</p>	<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>イラン向けの輸出貿易管理令別表第 1 の 2 の項に掲げる貨物の輸出又は外国為替令別表の 2 の項に掲げる技術の提供については、<u>国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合がありますので、申請に先立って、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課</u>へ問い合わせてください。</p> <p>なお、国連安保理等の事前の承認手続き等が必要となる場合には、平成 11 年 6 月 18 日付け「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可に係る審査期間等について（お知らせ）」中の審査期間が 90 日を超える場合がありますのでご注意ください。</p>